

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

本市では、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め尊重し合い、誰もが地域社会の一員として参画し、安心して暮らせる共生社会を実現するため、平成 29 年 3 月に「第 3 次京丹後市障害者計画」と同時に具体的な障害福祉サービスなどの見込量を定めた「第 5 期京丹後市障害福祉計画」を一体的に策定、障害福祉計画については、計画期間が 3 年であるため令和 3 年 3 月に「第 6 期京丹後市障害福祉計画」を策定し、施策やサービス提供の体制を確保・整備しながら、障害福祉サービスなどの充実に取り組んできました。

わが国では、平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約」の概念が取り入れられた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が令和 3 年に改正され、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業所などに対し合理的な配慮・提供をすることが、令和 6 年 4 月から義務化されます。

さらに、令和 4 年 5 月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されました。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として制定され基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」「誰一人取り残さない」という当たり前の価値観を共有し、多様な幸せが実現できる「共生社会」のための取り組みを進めていくことが重要です。

このような状況に対応するため、本市における障害者施策の基本指針として施策を定めることや各種施策などの検証と課題、また障害福祉サービスなどの確保に努めることを踏まえた新たな計画として「第 4 次京丹後市障害者計画」及び「第 7 期京丹後市障害福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものであり、本市における障害者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」を踏まえたものとします。

また、この計画は「第2次京丹後市総合計画」に即したものとするとともに、本市の関連計画である「京丹後市地域福祉計画」「京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」「京丹後市健康増進計画」「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画」などの各種計画との整合性を持ったものとします。

【参考】

● 障害者基本法第11条第3項

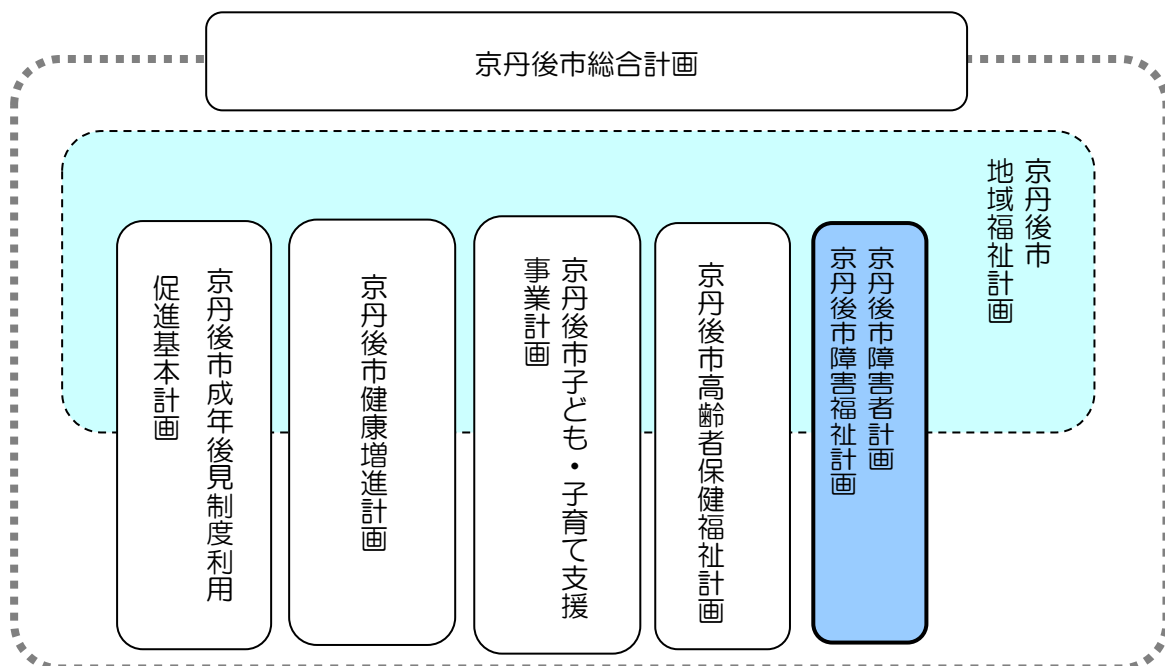
「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

● 障害者総合支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

● 児童福祉法 第33条の20第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

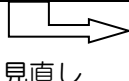


第3節 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業などの各種福祉サービスについては、令和8年度までの目標値を設定することとされているため、この計画の障害福祉計画に関する部分については、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

また、計画については、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		第4次	障害者計画	(6年間)	
第7期	障害福祉計画	(3年間)			
		 見直し	第8期	障害福祉計画	(3年間)

第4節 計画の理念など

1 計画の基本理念

「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもまた慣習、観念その他あらゆる「バリアフリー※」の社会をめざしていかなければなりません。

本市では、障害のあるなしにかかわらず日常生活または社会生活を営む上で、障害のある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション※」と、障害があっても「ライフステージ※」のすべての段階において、障害に応じた自立生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション※」の理念、さらに「障害者権利条約」の趣旨を踏まえた「障害者差別解消法※」の基本方針のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、誰もが障害による様々な環境の不便さを自分のこととして意識し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図ります。

※ バリアフリー：

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

※ ノーマライゼーション：

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

※ ライフステージ：

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに分けて区分した段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。

※ リハビリテーション：

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することができるように援助する、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

※ 障害者差別解消法：

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）平成28年4月施行。

2 計画の視点

(1) 基本的人権の尊重

計画の基本理念である「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」を実現していくには、障害のあるなしによって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

基本的人権は、日本国憲法第11条においてすべての国民に保障された権利であり、各種施策は、この視点を踏まえて策定します。

(2) 障害のある人の能力への気づきと創造の促進

人は個人それぞれに秘めた才能を持っています。障害のある人の創造の場と機会を提供することにより新たな可能性を引き出し、その素晴らしい才能が豊かに育まれ、生き生きと自立し、様々な分野で活躍していく生活に繋がるとともに、障害のある人もない人も関係なく支え合い高め合って共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。

(3) 社会のバリアフリー化の推進

計画の基本理念である「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」を実現していくには、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が社会を構成する一員として社会、経済、文化など、様々な分野の活動に参加する機会が保障されることも重要な視点となります。そのため、毎日の生活を送る上での支障となる社会的障壁※（バリア）をなくすための配慮について、企業や市民全体で共有する仕組みを進め、道路・交通・公共的施設などのバリアフリー化の推進と合わせて、差別や偏見など心のバリアフリー化についても取り組みを進めます。

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している障壁の除去を進めるにあたっては、障害のある人の参加を確保し、意見を施策に反映させるとともに、障害のある人・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く「共生社会」という共通の目標の実現に向け、協力し取り組みを進めていくことが重要です。心のバリアフリー及び公共施設などのバリアフリー化や円滑な情報の取得・利用・発信ための情報アクセシビリティ※の向上、意思表示・コミュニケーションを支援する

ため障害のある人のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、「社会的障壁（バリア）」の除去に向け、社会のあらゆる場面で「共生社会」の視点を取り入れていきます。

（４） 障害者特性などの配慮や利用者本位の総合的な支援の展開

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害の特性を的確に把握するとともに、サービス提供事業所や関係機関、民間企業、NPO、当事者団体などと連携を図り、ライフステージのすべての段階を通じた総合的かつ適切なサービスを提供できるよう支援体制を整えていきます。また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談支援や利用援助などの体制、更にはケアマネジメント※の体制を強化します。障害のある人の支援は、障害のある人が直面するその時々での困難の解消だけに着目するのではなく、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるもので、その際、外見からは分かりにくい障害特有の事情を考慮するとともに、障害のある人の家族を含む介助者などの支援を行っていきます。

（５） 総合的かつ効果的な施策の推進

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージのすべての段階を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療や福祉、教育、雇用・就労などの関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、「京丹後市地域福祉計画」「京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」「京丹後市健康増進計画」「京丹後市成年後見制度利用促進基本計画」などとの整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

（６） 市民参加と協働※の推進

地域に暮らす障害のある人の支援を進め「共生社会」を実現していくには、地域に暮らす市民一人ひとりの理解と協力が最も重要な要素となります。障害のある人が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することで生じる環境が作り出した「社会モデル※」の考え方を踏まえたものであり、常時介護を必要とする障害のある人が、自らが選択する地域で生活できるように、すべての市民が相互交流の輪を広げながら、共に地域のまちづくりを担う一員として、力をあわせ、障害のある人が日常生活を営む上で障壁となるような「社会的障壁（バリア）」のないまちづくりを進めることが大切となります。そのため、市民の参加と協働を重要な視点として計画を推進します。

(7) SDGs とのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された令和12年を年限とする国際目標です。本市は、令和3年5月に国の「SDGs 未来都市」に選定され、また、令和4年10月には「京丹後市SDGsとともに創生・発展するまちづくり推進条例」を制定し、SDGsの考え方を取り入れながらまちづくりを推進しています。

【17の目標の中で本計画と特に関連のある目標】



※ **社会的障壁（バリア）：**

障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における制度・習慣一切のもの。

※ **アクセシビリティ：**

すべての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要なため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）を令和4年5月施行。

※ **ケアマネジメント：**

障害のある人など地域での生活に支援を必要とする人に対し、その人の生活全般にわたるニーズと様々な社会資源を適切に結びつけ、調整を図りながら包括的継続的にサービスを確保していくための援助方法のこと。

※ **協働：**

一般的には、「同じ目的のために、協力して働くこと」を意味する言葉。この計画においては、障害のある人もない人も、行政機関や企業で働く人もまた、子どもから高齢者まで、本市に暮らす市民すべてが、同じ地域の一員として、相互にお互いの不足を補い合い、共に協力して、地域の課題や目的のために取り組むことを意味する。

※ **社会モデル：**

障害を主として社会によって作られた問題とみなし、障害は個人に帰属するものではなく、社会環境によって作り出されたものであるとされる。

第2章 京丹後市の現状

第1節 障害のある人の状況

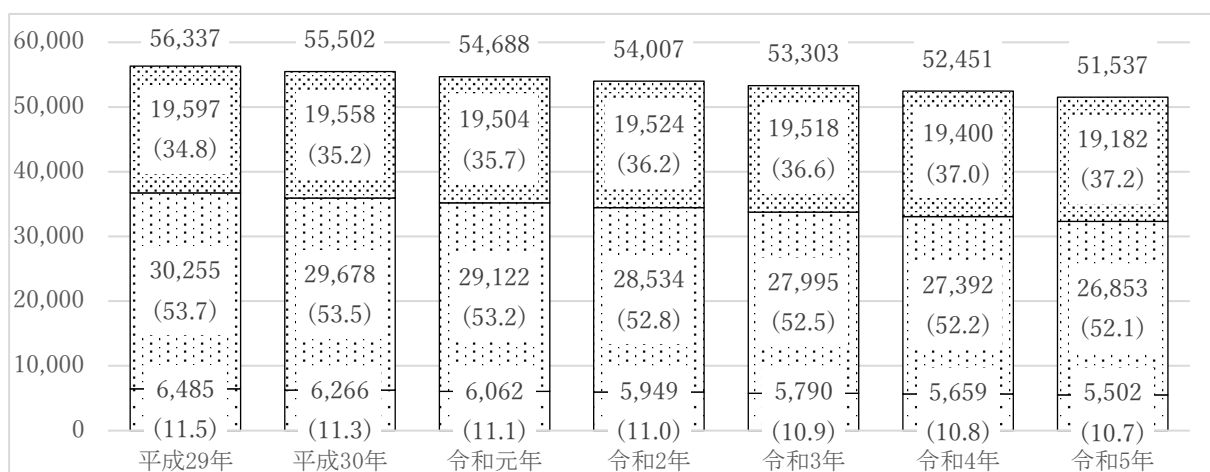
1 京丹後市の人口の状況

本市の総人口の推移をみると、令和5年は51,537人で、平成29年の56,337人と比べると4,800人減り、8.5%の減少となっています。年齢区分別にみると、「0～14歳」は983人減り、15.2%の減少、「15～64歳」は3,402人減り、11.2%の減少となっており、少子化の進行や生産年齢人口の減少が拡大している状況にあります。「65歳以上」は平成29年から415人減少し、2.1%の減少となっており、高齢化率も平成29年の34.8%から令和5年は37.2%と2.4ポイント高く、高齢化が進んでいます。

総人口の推移

(単位：人)

年齢	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	6,485	6,266	6,062	5,949	5,790	5,659	5,502
15～64歳	30,255	29,678	29,122	28,534	27,995	27,392	26,853
65歳以上	19,597	19,558	19,504	19,524	19,518	19,400	19,182
合計	56,337	55,502	54,688	54,007	53,303	52,451	51,537



■資料：住民基本台帳登録人口：各年3月31日現在

2 障害者手帳所持者の状況

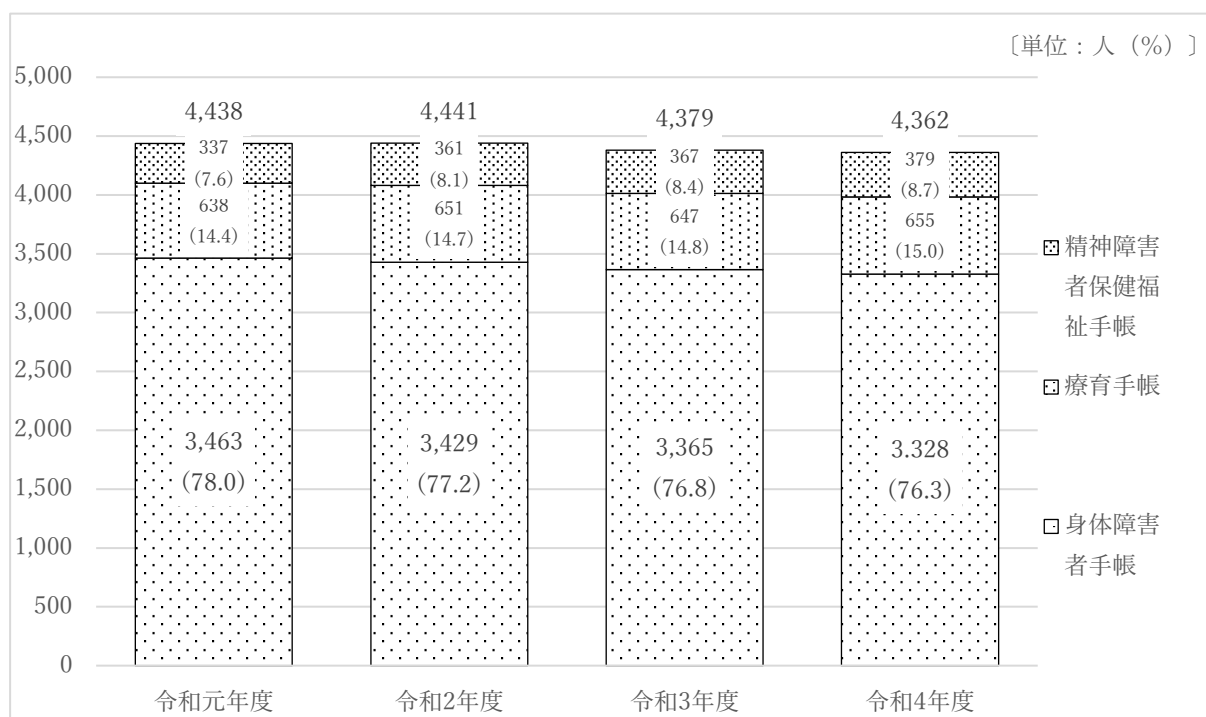
本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数の総数は、令和4年度末で4,362人となっています。このうち身体障害者手帳が76.3%を占め最も多く、次いで療育手帳が15.0%、精神障害者保健福祉手帳が8.7%となっています。

令和元年度から令和4年度の4年間の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は135人減少し、療育手帳所持者数は17人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は42人増加しています。

障害者手帳の状況		(単位：人)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
身体障害者手帳	3,463	3,429	3,365	3,328	
療育手帳	638	651	647	655	
精神障害者保健福祉手帳	337	361	367	379	
合 計	4,438	4,441	4,379	4,362	

各年度3月末現在

障害者手帳の交付状況



各年度3月末現在

(1) 身体障害者の状況

令和4年度の身体障害者の障害別手帳交付は、肢体不自由が53.3%と最も多く、次いで内部障害29.3%で、この2障害で全体の約83%を占めています。また、令和元年度から令和4年度の4年間の増加数は聴覚・平衡機能障害20人で最も多く、音声・言語・そしゃく機能障害は横ばい、その他の障害は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別割合を見ると、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）については、約20%であるのに対し、『重度』（「1級」と「2級」の合計）については、約39%であり、『軽度』より『重度』の割合が高くなっています。

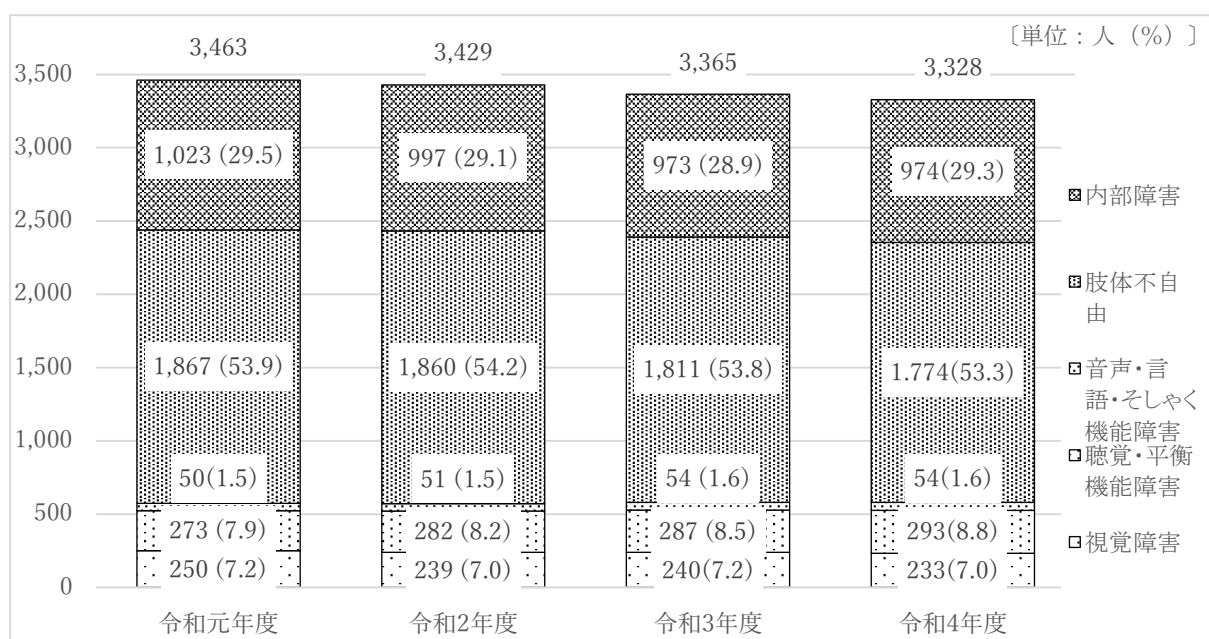
身体障害者手帳の年度別推移（種類別）

（単位：人）

年 度	視覚 障害	聴覚・ 平衡機 能障害	音声・言 語・そし やく機能 障害	肢体 不自由	内部 障害	合計
令和元年度	250	273	50	1,867	1,023	3,463
令和2年度	239	282	51	1,860	997	3,429
令和3年度	240	287	54	1,811	973	3,365
令和4年度	233	293	54	1,774	974	3,328

各年度3月末現在

身体障害者手帳の障害別交付状況



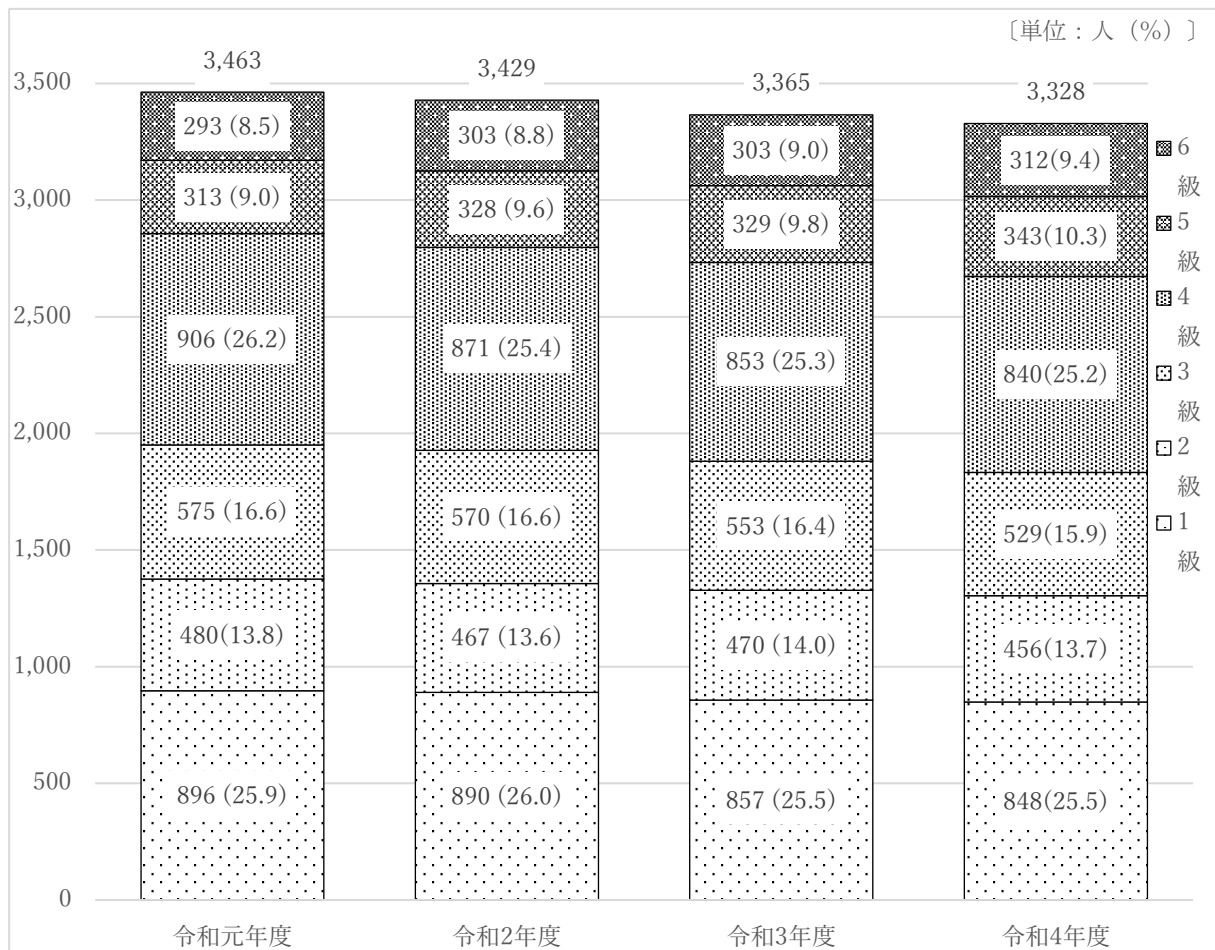
身体障害者手帳の年度別推移

(単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	内 65 歳 以上
令和元年度	896	480	575	906	313	293	3,463	2,797
令和 2 年度	890	467	570	871	328	303	3,429	2,782
令和 3 年度	857	470	553	853	329	303	3,365	2,733
令和 4 年度	848	456	529	840	343	312	3,328	2,701

各年度 3 月末現在

身体障害者の等級別割合



※ **身体障害者手帳：**

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。
身体障害者手帳の等級は重度から１級～６級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部障害に分けられる。

※ **内部障害：**

身体障害の一類型で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその障害範囲。

■身体障害者手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

（２）知的障害者の状況

療育手帳の所持者の状況は、令和元年度から令和４年度の４年間の増加数は「Ａ」が７人、「Ｂ」が１０人増え、増加傾向にあります。「Ａ」が重度であり、令和４年度では「Ｂ」は「Ａ」より６.２ポイント高くなっています。

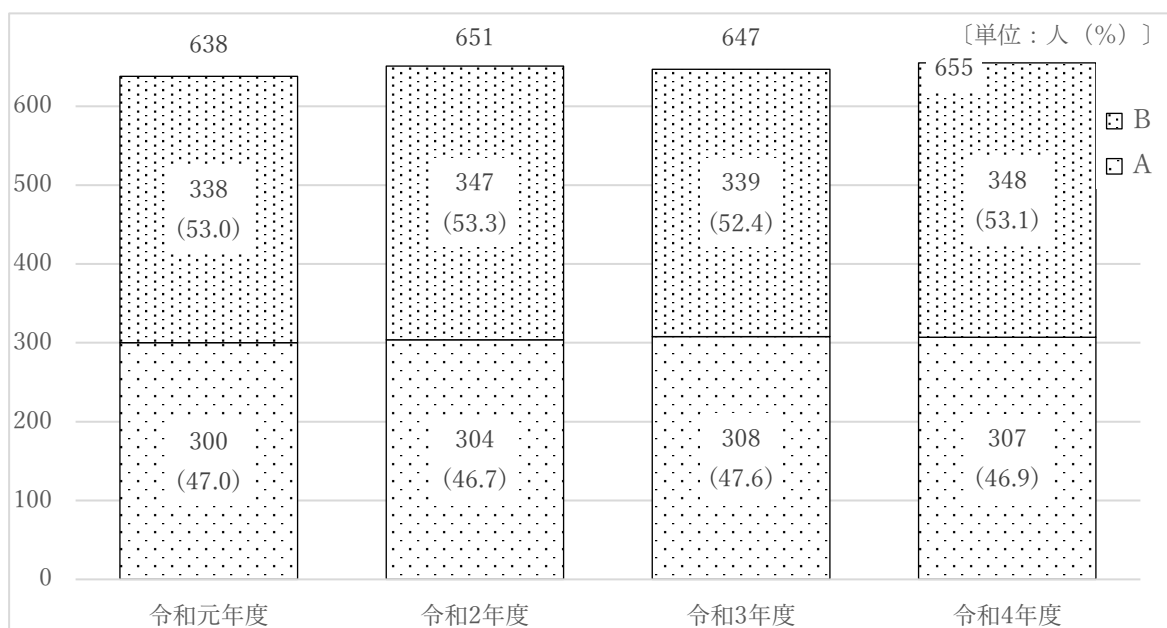
療育手帳年度別推移

（単位：人）

年度	A	B	計	内 18 歳以上
令和元年度	300	338	638	566
令和２年度	304	347	651	578
令和３年度	308	339	647	581
令和４年度	307	348	655	579

各年度３月末現在

療育手帳の交付及び等級別割合



※ 療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所（京都府家庭支援総合センター）において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度である。

■療育手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

（３）精神障害者の状況

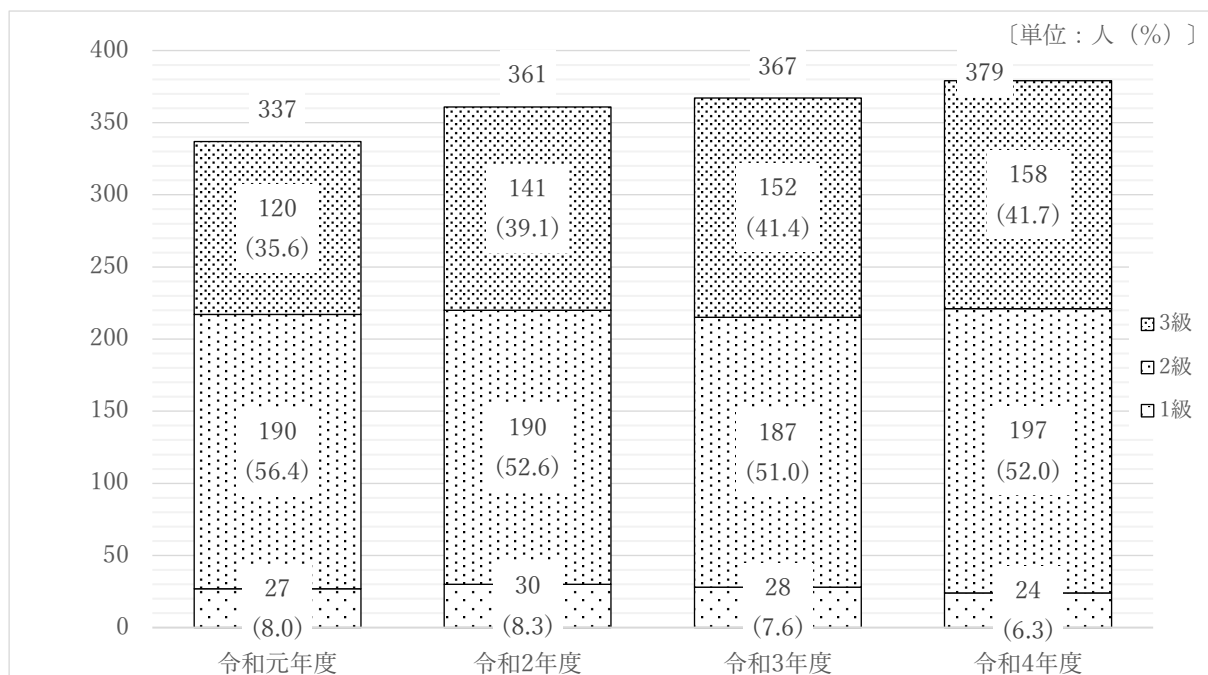
精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況は、令和元年度から令和４年度の４年間の推移は「１級」が３人減り、「２級」が７人増え、「３級」が３８人増え、全体人数は４２人増え、増加傾向にあります。令和４年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、「１級」が一番重度で６.３%、「２級」が５２.０%、「３級」が４１.７%となっており、「２級」の割合が最も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の年度別推移 (単位：人)

年度	１級	２級	３級	計
令和元年度	27	190	120	337
令和２年度	30	190	141	361
令和３年度	28	187	152	367
令和４年度	24	197	158	379

各年度３月末現在

精神障害者保健福祉手帳の交付及び等級別割合



※ **精神障害者保健福祉手帳：**

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。手帳の等級は、１・２・３級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

■精神障害者保健福祉手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

第２節 特別支援学校の就学状況

１ 特別支援学校の就学数の状況

令和５年１０月１日現在の京都府立与謝の海支援学校の各学部の生徒数は、以下のとおりとなっています。

京丹後市からの生徒は全体の４７．６％を占めています。

与謝の海支援学校の生徒数（令和５年１０月１日現在）

学部	全体の生徒数	うち京丹後市の生徒数
小学部	48	26
中学部	22	14
高等部	54	19
合 計	124	59

■資料：京都府立与謝の海支援学校

第3章 計画の目標

第1節 第3次計画の成果と課題

京丹後市障害者計画（第3次）では「共に生きる障害者福祉の充実」を基本理念に、「広報・啓発活動」「生活支援」「療育・教育」「雇用・就労」「生活環境」「生きがい・社会参加支援」の6つの施策の基本方向を定め、取り組みを推進してきました。この節では、計画期間中の取り組み状況と、そこからみられた課題について取りまとめています。

1 広報・啓発活動

本市では、障害に対する市民や地域の理解を広めるため、「広報京丹後」や「広報京丹後おしらせ版」「京丹後市 暮らしの便利帳」、子育て応援ハンドブック「キッズナビ」、各種パンフレット、市のホームページ、フェイスブック、ケーブルテレビなどの広報媒体の活用や出前講座の開催、ほっとはあと製品・作品展の実施などを通じて、市民への啓発を推進しています。障害者理解の促進及び合理的配慮について意識向上を図るため、令和3年度にイベントアナウンス用手話動画を作成しました。また、手話教室やパラスポーツ講演会・体験会、聞こえの相談会を開催し、障害のある人との交流機会と理解の促進を図ってきました。さらに、令和3年に障害者差別解消法改正法が公布され、差別を解消するための支援措置が強化されました。

しかし、依然として障害への理解が進んでいるとはいえず、特に、発達障害や精神障害についての理解はまだまだ進んでいないのが現状となっています。障害のある人が、共に地域の中で生活するには、障害に関する地域の理解は必要不可欠なものであり、計画的に関係機関との連携を図りながら効果的な広報・啓発活動の一層の推進が引き続き課題となります。また一方で、知識だけでなく、実際に交流することを通じて障害への偏見や不安感を解消していくことも重要な視点であり、職場や当事者団体、京丹後市社会福祉協議会、障害福祉サービス提供事業所、学校、自治会（区）など、多様な団体・機関と連携しながら、広報などの啓発事業を実施し交流機会を提供・拡充することで、障害者理解を推進していきます。

(1) 広報・広報啓発活動の充実

取り組み	内 容	成果と課題
広報紙・パンフレット・ホームページなどの活用	「広報京丹後」や「広報京丹後おしらせ版」「きょうたんご 暮らしの支援ガイド」、子育て応援ハンドブック「キッズナビ」、パンフレット、市のホームページ、フェイスブックなどの広報媒体を活用し、関係部署と連携し、障害や障害のある人について市民の理解と啓発を計画的に実施します。	市の広報誌や各種パンフレット、市のホームページなどの広報媒体を活用し障害のある人への市民の理解と啓発を推進した。また、京丹後市手話言語条例・京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例（平成 30 年度制定）について市広報誌などで市民へ周知を図った。継続した広報・啓発が必要である。
マスメディアを活用した啓発	ケーブルテレビの自主放送枠などを活用し、障害に関する諸問題について啓発を行います。	社会福祉法人や各種団体などが実施する行事やイベントなどをケーブルテレビやFMたんごで紹介し情報発信した。今後も内容を検討し啓発を推進する。
多様化する障害に関する啓発の推進	自立支援協議会と連携し、発達障害や精神障害を含めた障害への理解、障害のある人への支援のあり方について、民生委員・児童委員や地域住民に対して講座を開催し、啓発に努めます。	出前講座の依頼を受け、民生委員・児童委員や地域公民館の研修、観光業者の集いに出向き、手話講座や心のバリアフリー講座などを通じ障害者理解を深める取り組みを行った。
「障害者週間」などを中心とした広報・啓発	「障害者週間」などの期間において、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所と連携し、啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活動などを展開します。 障害者事業所製品販売連絡協議会を通じ、障害のある人の才能の創造の場と機会の提供を支援することで地域社会の理解の促進に努めます。	「ほっとはあと製品&作品展」の開催や障害者製品常設販売所において、障害のある人が作製した製品や作品を広く知ってもらうための情報を発信することができた。街頭啓発を行うなど、より多くの市民に関心を持っていただけるよう工夫、改善していくことが課題である。

取り組み	内 容	成果と課題
障害者関係団体による啓発活動の促進	障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。	コロナ禍であったが、障害者団体が行う上映会、講演会、イベントを実施できた。障害者団体と市民が協働して取り組むことができるように広報についても工夫することが課題である。
心のバリアフリー運動の実施	障害者差別解消法の基本方針に基づき、学校や企業、事業所などが障害のある人の状況にあった合理的配慮やサポートのできる意識が広がるよう「心のバリアフリー運動」を展開し、障害者理解の啓発に努めます。	「声かけ隊バッチ」を配布することや障害のある人への配慮の取り組みを進めた団体に対して「心のバリアフリー団体認定証」を交付した。しかし、その後のフォローアップができていないことが課題である。
障害者差別解消支援地域協議会の設置	障害者差別の解消に向けての取り組みの周知や情報発信、相談事例の共有と検証に向けて複数の機関で構成する協議会の設置の検討を進めます。	自立支援協議会で差別解消について共有し、市内事業者などへ「心のバリアフリー運動」を展開し障害者特性や理解について周知できた。

(2) 福祉教育の推進

取り組み	内 容	成果と課題
学校における福祉教育の推進	学校における福祉体験学習や体験活動などをカリキュラムの中に適切に位置づけ、障害のある人との交流機会を通してお互いの心が通い合う環境づくりに努めます。	総合的な学習の時間を活用し、福祉体験などの学習を実施した。小学校車椅子体験やアイマスク体験、中学校では福祉施設への職場体験を実施、障害のある人の理解を推進した。
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会などの定期的な開催を図ります。	人権啓発映画会、人権と男女共同参画の啓発イベント、人権啓発講演会を毎年開催するほか、人権啓発推進団体へ助成金の交付をしている。各種イベントへの若い世代の参加が少ないことから、託児付きで実施するなど工夫している。今後も継続して人権について正しく理解してもらう機会を作る。

取り組み	内 容	成果と課題
障害に関する学習活動の推進	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障害に関する理解を深めるための学習活動の推進を図るとともに、学習活動から障害のある人と一般市民との協働による実践活動につながる仕組みを検討します。	市内の手帳を所持する18歳以上の人を対象に、京丹後市視覚障害・聴覚障害者交流研修会を年に各1回開催している。参加者の高齢化に伴い、参加人数が減少していることが課題である。
福祉教育活動への支援	社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉教育活動への支援をします。	京丹後市福祉サービス事業者協議会が作成した「パラパラ漫画」を社会福祉協議会が活用するなどし、中学生を対象に出前講座を市の職員と連携・協働して実施した。今後も福祉教育活動のあり方を検討していく。

(3) 交流活動の促進

取り組み	内 容	成果と課題
障害者教育事業の推進	地域住民に障害のある人に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	京都府視覚・聴覚指導者研修会に参加した。障害者の社会参加を推進するためには、多くの指導者やボランティアの確保が課題である。
学校における交流活動の推進	福祉関係機関・団体との連携を強化し、人権学習・福祉体験学習の中で、特別支援学校の児童・生徒との交流や施設訪問を通じた障害のある人との交流機会の充実を図ります。	各学園単位で特別支援学級ふれあい交流会を実施し、特別支援学級の児童・生徒・保護者が、他校の特別支援学級の児童・生徒・保護者との交流を行った。支援学校に通っている市内在住の児童・生徒を運動会などの学校行事に招待して交流した。他の福祉機関・団体とも連携し、障害のある人との交流活動や学習活動を行うとともに参加者の輪を広げていく。
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取り組みや社会福祉法人などのふれあいイベントなどの企画を支援します。	コロナ禍であったが、社会福祉法人が主体となり、地域住民と協働しながら「ふれあいフェスタ」「仲間の手しごと展」などのイベントを開催し、地域に暮らす幅広い市民との交流機会を持ち続けることができた。

2 生活支援

本市では、障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活を充実させるため、障害者総合支援法に基づき居宅介護や生活介護、就労継続支援、共同生活援助などの障害福祉サービスをはじめ、意思決定の支援に配慮しつつ、相談支援や移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施するとともに、成年後見制度※利用支援事業や障害のある人の日常的な金銭管理などを支援する地域福祉権利擁護事業などを実施し、地域の中で生活できるよう支援を図っています。

本市においては、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、障害のある人の在宅生活や日中における活動の場、居住の場などを支援する障害福祉サービスの提供基盤を充実していくことが必要となっています。特に、本市においては、ホームヘルプや短期入所をはじめとする障害のある人が利用する福祉サービスの提供を、介護保険サービス提供事業所がカバーしていることもあり、障害のある人へのサービスの質の向上やサービス提供基盤の拡充を図るため、介護保険サービス提供事業所との連携を深めていくことも重要です。

さらに、近年、発達障害や精神障害に対する包括的な支援体制の構築についても課題となっています。そのほか、医療的ケアが必要な人の在宅生活を支援するため、京都府と連携しながら2つの市立病院で医療型の短期入所ができるよう、障害福祉サービスの提供に努めました。

障害のある人の健康づくりとして、本市では、総合検診の実施や事業所への出前講座の実施、栄養相談・健康相談などの実施、精神障害のある人の家庭訪問などを行っています。また、障害のある人が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や重度心身障害者医療、訪問看護、リハビリテーションサービスを提供しています。さらには、学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリングなどの機会を充実させ、職域においては事業者によるメンタルヘルス不調者への適切な対応、地域においては、京都府と連携し心の健康相談を行い、精神疾患の予防と早期発見方法の充実・確保を図り、適切な支援につなげます。また、地域生活を支えるため保健・医療・福祉サービスの提供基盤を拡充していくことは引き続き大きな課題となっています。

バリアフリーに配慮したまちづくりを推進し、障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、本市では、毎年度「視覚・聴覚障害者の交流研修会」を開催するとともに、資料館などの文化施設については入館料の減免措置を講じ、障害のある人が文化・芸術などにふれる機会の創出を支援しています。

また、障害者施策に関する情報提供などを行う際には、字幕・音声などの適切な活用や知的障害や精神障害のある人などにも分かりやすい情報提供を徹底し多様な障害の特

性に応じた配慮を行い、アクセシビリティの向上に努め意思疎通支援を推進することで、コミュニケーション支援を充実する必要があります。また、令和 5 年 4 月から、市内在住の 65 歳以上の高齢者で身体障害者手帳の交付とならない中等度難聴者に対して、補聴器購入費の一部を助成する事業を開始しました。

障害のある人の外出時の支援としてガイドヘルパー[※]の派遣や福祉タクシー等利用券の交付を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、コミュニケーション支援を実施し、生きがいづくりやスポーツ・文化・芸術・生涯学習・レクリエーション活動などに参加できるよう支援してきました。

障害のある人の社会参加を促進するには、機会の創出だけでなく、外出への支援やコミュニケーション支援、障害特性に応じたサービスや情報提供を充実させ、様々な場に参加しやすい環境を整えていくことも重要となります。

※ 成年後見制度：

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任することや、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

※ ガイドヘルパー：

外出時に付き添いが必要な障害のある人に対して、社会参加を促進するために援助を行う人をいう。

(1) 障害福祉サービスなどの充実

①自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内 容	成果と課題
障害者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援専門員の資質向上や本市における相談支援体制の強化を図ります。また、サービス利用計画作成の対象者拡大にあわせ、自立支援協議会や相談支援事業所連携会議などと協議しながら、ケアマネジメントシステムの構築と基幹相談支援センターの設置を検討します。	相談支援事業の実態と困難事例について自立支援協議会で共有しているが、マネジメントシステムの構築はできていない。ケース会議やカンファレンスは随時実施し、情報共有し相談支援体制をとっている。基幹相談支援センターの設置は、圏域も含めた課題である。
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「相談支援事業」「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」などを実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	児童日中一時支援事業の新規受入先は2事業所増えたものの、受入先の人員体制やサービス提供場所の広さの問題は解決できていない。保護者の就労に影響するこの課題は引き続き検討が必要である。児童日中一時支援事業については、令和3年度に報酬単価などを見直した。今後も事業所の人員確保やサービスの質を低下させないように関係事業所と連携を図りサービスの提供に努める。
ホームヘルパーの確保	重度障害のある人への対応など、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの確保に向けた取り組みを推進します。	資格取得に要する費用を補助する制度や介護福祉士を養成するための奨学金制度を整備し、人材不足の解消に努めた。

取り組み	内 容	成果と課題
介護給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「施設入所支援」などの各サービスの提供と新設されるサービスの基盤整備を進めます。	サービス提供事業者と連携を図りながら進めることができた。 課題は、ホームヘルパーの不足である。
訓練等給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」などの各サービスの提供と新設されるサービスの基盤整備を進めます。	サービス提供事業者と連携を図りながら進めることができた。
補装具事業の実施	障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすいするため、補装具の給付を行います。	国の制度に基づき実施することができ、安定した日常生活の維持を図ることができた。
自立支援医療の給付	身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。 18歳未満の子どもの育成医療や療養介護医療費を支給します。	国の制度に基づき実施することができ、医療費の負担軽減を図ることができた。
精神障害者への地域生活支援	精神障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう保健・医療や障害福祉・介護、就労、教育など包括的なケア体制の構築ができるよう京都府と連携し、協議を進めます。	精神障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らすことができるように、また包括的ケア体制の構築にむけ京都府と連携・協議を進めた。地域生活支援拠点の設置を検討していくことが課題である。

取り組み	内 容	成果と課題
発達障害者への支援体制の整備	発達障害の早期発見により各専門分野の支援が円滑に実施できるよう保健・医療や教育、福祉、就労などの関係機関の連携体制を明確化し、地域で安心して暮らせるよう切れ目ない支援体制の構築を進めます。	自立支援協議会の部会の名称を「障害児支援部会」から「発達支援部会」に変更し、発達支援に向けて取り組みを強化した。 切れ目のない支援を目的とした専門相談員による発達支援相談室の開設とともに乳幼児健診やすすく年中児発達サポート事業を推進した。

②その他の福祉サービスなどの推進

取り組み	内 容	成果と課題
各種障害者手当などの支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」などの各種手当を支給します。	国の制度に基づき実施することができ、経済的負担の軽減を図った。
難病患者に対するサービスの実施	在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付などを行う在宅難病患者福祉事業を推進します。	在宅の難病患者及び家族の福祉の向上のため、ホームヘルパーの派遣や短期入所、補装具、日常生活用具の給付を行うことにより難病患者の自立の促進や家族などの介護負担の軽減を図った。
介護保険制度との連携によるサービス提供	65 歳以上の障害のある人が、その人の障害特性や生活状況にあった各種サービスの提供により、可能な限り在宅での生活や地域での生活を送ることができるよう、介護保険制度と障害福祉サービスを組み合わせながらサービスの充実を図ります。	介護保険サービス提供事業者や関係機関と連携を図りながら、制度の隙間が生じないように利用者の状態に応じたサービス提供を実施した。

(2) 健康・医療体制の充実

取り組み	内 容	成果と課題
自立支援医療の 給付 (再掲)	身体機能障害を除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。18歳未満の子どもの育成医療や療養介護医療費を支給します。	国の制度に基づき実施することができ、医療費の負担軽減を図ることができた。
公的医療制度の 充実	重度心身障害のある人に対する医療補助など、障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。	障害者手帳などの交付時に合わせて申請勧奨しているため、もれなく対象者から申請を受付け適用している。所得審査のため毎年8月に一斉更新をしている。
医療的ケア児童 の支援体制の構 築	医療圏域で京都府と協働しながら医療的ケア児童の支援体制の協議を進めます。	京都府と連携を図りながら、圏域自立支援協議会医療的ケア部会での情報共有やサービス向上を図った。また、通学支援における補助制度について学校教育課と協議を進めた。
介護保険制度と の連携による医 療的ケアの提供	要介護認定を受けた障害のある人に対して、介護保険制度の中で、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなど必要な医療的ケアを提供します。	被保険者の心身の状況や本人・介護者の希望を踏まえ、訪問看護や通所リハビリテーションなどのサービス提供を行った。介護従事者や看護師などの人材不足により、サービス供給体制の確保・育成が課題である。
地域医療対策事 業の推進	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活できるための医療環境及び救急診療体制を確保するための支援を行います。	医療機関を取り巻く環境は、依然厳しいながらも民間医療機関を支援することで、地域の医療環境の確保、救急医療体制を維持することができた。引き続き支援を行うとともに、丹後医療圏における医療体制確保のため、地域連携や国府などへの要望などに努める必要がある。

取り組み	内 容	成果と課題
市立病院の運営維持	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活できるための医療環境を確保するため、市立病院改革プラン【改訂版】を踏まえ、市立病院の運営を維持・充実します。	市立病院の運営を維持するため、必要な経費の一部を一般会計から病院事業会計に繰り出し、支援を行った。引き続き支援することで、地域において提供されることが必要な医療のうち採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供する市立病院の維持・充実を図る必要がある。
医療の確保	市の医療の充実に必要な医師の養成及び体制確保を図るため、市立病院などの地域医療機関において医師の業務に従事しようとする者に対して奨学金などの支援を行います。	医療の充実を図るため医師の体制確保について奨学金制度を平成 19 年度から実施している。これまでに、23 人貸与、7 人が入職し成果があがってきている。課題として、制度利用者の拡大に向け、広報を強化するとともに、制度利用者が市立病院などの市内医療機関で勤務しやすい体制を整える必要がある。
障害のある人の健康づくり	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、出前講座による健康教育をはじめ、栄養相談・健康相談の実施や健診結果に沿った保健指導を実施します。	障害者施設の依頼を受け、出前講座など、健康教育を実施した。障害の種別・程度に応じて、指導内容を工夫した。総合検診の結果説明会などを施設の希望に応じて保健指導を実施した。
こころの健康づくり	「第2次京丹後市健康増進計画」に基づき、こころの健康づくりを推進します。子どもから高齢者までを対象にした専門機関や専門家によるこころのケアに関する相談事業を充実し、関係機関との連携を図ります。また、こころの健康、うつ予防についての健康教育を実施し、地域で見守り、関係機関に相談をつなぐ体制を強化します。	こころの健康相談を実施し、必要時には関係機関との連携を図り支援を行った。ゲートキーパー研修について施設職員を対象に実施することで、悩んでいる人に気づき、相談支援ができる人材育成に努めるとともにこころの相談窓口の周知やこころの悩みを持つ人の居場所づくりなどを行った。

取り組み	内 容	成果と課題
総合検診の実施	対象年齢に達した市民が、健康診査及び各種がん検診が同時に受診できるよう、総合検診として実施します。	福祉サービス事業所と連携し、総合検診をスムーズに受診できるよう、専用の時間帯を設けるなどした。福祉サービス事業所に同行していただくことで、個々の障害に応じた対応をすることができた。集団検診のみを実施しているため、重度障害のある人への対応に課題がある。

(3) 権利擁護の推進

取り組み	内 容	成果と課題
福祉サービス利用 援助事業の推進	知的障害や精神障害のある人など判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。	知的障害や精神障害のある人などが地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行っている、福祉サービスの利用援助や金銭管理の権利擁護事業を推進した。支援員の担い手不足が課題である。
成年後見制度の利 用促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者の担当課と連携し推進します。	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者の担当課と連携し、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図った。令和3年4月から成年後見サポートセンターが設置された。

取り組み	内 容	成果と課題
障害者虐待防止センターの機能強化	障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談などを行う障害者虐待防止センターの周知・啓発に努め、関係機関と連携を強化し、虐待事案について早期対応・解決に取り組めます。虐待を行った側と虐待を受けた側、両者を適切に支援する体制を検討します。	障害者福祉課に設置している。 自立支援協議会事業者支援部会において研修会を実施することで施設従業者の意識改革や支援のあり方の改善に向けて検討を行った。今後も研修会などで繰り返し学習し、情報共有に努める。
虐待防止に向けた連携協力体制の構築	障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議や自立支援協議会などと連携し、地域における関係機関などとの支援体制が継続できるよう研修会や事例検討会を実施します。	早期発見・早期対応、適切な支援を行うため関係機関と連携の強化に努めた。 (H30～R4 年度) 養護者虐待通報 14 件 (うち認定件数 4 件) 施設従業者等虐待通報件数 11 件 (うち認定件数 7 件)

(4) 地域福祉活動の推進

取り組み	内 容	成果と課題
地域福祉活動への支援	京丹後市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会などと連携しながら、自治会（区）や民生委員・児童委員、NPO、市民グループなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。	京丹後市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会などと連携しながら、自治会（区）や民生委員・児童委員、NPO、市民グループなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図った。今後は、様々な活動を把握し、参加したい人や活動を興したい人の希望が叶うようなコーディネートが必要である。
小地域福祉活動の推進	社会福祉協議会と連携し、サロン活動や見守り活動、住民懇談会などの交流活動など、障害のある人をはじめ、地域の中で見守りや助け合いが必要な人に対する支援活動を推進します。	社会福祉協議会と連携し、サロン活動や見守り活動、住民懇談会などの交流活動などを通じて、障害のある人に対して地域で見守り・声かけなどの支援ができた。

取り組み	内 容	成果と課題
ボランティアの育成	社会福祉協議会や関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、幼少期からのボランティア体験を推進します。	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開催した。特に地元の高等学校が福祉行事へのボランティアに積極的に取り組んでいるが、民生委員・児童委員や福祉委員、各種ボランティアなどの高齢化、担い手不足が課題である。
ボランティア活動への支援	社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティア活動に関する情報を積極的に発信し、地域で支え合える拠点を実施していきます。	ボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア活動に関する情報を積極的に発信するとともに、活動できる拠点や場所の整備に努めた。今後は、多様な人が参加できる場所づくりの検討が必要である。
障害者団体活動支援事業	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障害のある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。	障害者団体（5 団体）の活動に対して助成金を交付した。障害者団体の構成員が高齢であり、役員などの世代交代が難しいことが課題である。

3 療育・教育

本市では、発達障害への対応として、保育所・幼稚園・認定こども園の年中児を対象とした「すくすく年中児発達サポート事業」を実施し、発達障害の早期発見・早期支援につなげています。「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和 3 年 12 月 21 日 閣議決定）においては、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることとされています。子どもと家族に対する妊娠期から切れ目のない継続支援を早期から行う必要があり、専門性の高い人材の育成をはじめ、地域における療育・保育環境の充実を図ることも必要となっています。

市立小中学校へ通う障害のある子どもへの教育について、本市では、小学校 9 校、中学校 4 校に通級指導教室を開設するとともに、特別支援教育コーディネーター※やスクールサポーターを配置し、発達障害などのある子どもへの教育支援の充実を図っています。また、

児童・生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行うための個別の指導計画及び障害のある子どもへの一貫した教育的支援を行うための個別の教育支援計画を作成するとともに教職員に対しては特別支援教育コーディネーターに関する研修講座の受講や校内研修を毎年実施し、教職員の指導力向上を図っています。今後も、子どもの成長記録や支援上の配慮に関する情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど、障害のある子ども及びその家族に対して一貫した効果的な支援の充実を図るとともに、より障害の特性や状況に応じた教育支援を行うため、特別支援学校や専門機関などとも連携し、個別の指導計画・教育支援計画を定期的に評価・改善を行うことが課題となります。

さらに、障害のある親や発達に課題のある子どものいる保護者へ発達支援などに関する情報提供やカウンセリングなどの支援についても継続して推進します。

(1) 障害の早期発見・対応

取り組み	内 容	成果と課題
乳幼児健診の実施	乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、4 か月、10 か月、1 歳 8 か月、2 歳 6 か月、3 歳児に健診を実施します。	4 か月、10 か月、1 歳 8 か月、2 歳 6 か月、3 歳時健診を実施し、受診率はほぼ 100%。欠席者（医療管理など）も含め、全員の状況把握を行っている。コロナ禍のため中止や人数制限などの影響で対象年齢を超過しての実施となっており、各健診回数を増やして対応している。健診に従事する専門職の確保が課題である。
相談・指導体制の充実	健康相談や訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、療育相談、こころの健康相談などの各種事業と医療機関や専門機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者などの障害受容の促進に資する支援が行えるよう内容の充実を図ります。	子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期からの相談支援が可能となった。乳幼児健診においては、多職種による相談指導を実施、必要に応じて担当保健師が継続的に関わり、市心理士による発達相談、府のこどもクリニックなどの専門相談や療育機関を紹介している。専門相談や療育については、待機者が増えている。

取り組み	内 容	成果と課題
すくすく年中児発達サポート事業の推進	全保育所・認定こども園の年中児を対象に、集団の場が苦手な子どもや発達に課題のある子どもを早期に発見し、保護者の障害受容の促進やその子の困り感を減らし、発達を促す支援を行います。	毎年、市内の全保育所・認定こども園に在籍する年中児を対象に実施し、保健師や保育士、発達支援相談員など多職種がチームで取り組んでいる。事業の充実のためには、継続的な人材確保が課題である。
発達支援ファイルの活用	障害の発見から適切な治療や療育、教育支援、就労へと一貫した支援に結び付くよう、障害のある人の状態や治療歴などの履歴などが記入された発達支援ファイルの効果的な活用を図ります。	担当保健師などを通じて継続して配布はできているが、活用は保護者などに任せている。切れ目ない支援には有効であり必要性は高いが、進学や就学时に活用するには、配布後のフォローアップが課題である。
早期発見・早期療育による発達支援体制の構築	発達障害の早期発見により早期療育につなげ、各専門分野の支援が円滑に実施できるよう保健・医療や保育、療育、教育、福祉などの関係機関の連携体制を具体化し、さらに京都府との連携体制を強化し、各ライフステージの現場において障害特性に合った切れ目ない支援体制の構築を進めます。	発達障害の早期発見により早期療育へつなげるため、乳幼児健診を3歳6か月までに5回行っている。また、保育所の年中児を対象に発達サポート事業を行い関係機関と連携し、切れ目のない手厚い支援を行った。地区の担当保健師が、乳幼児の調査や情報提供を行い医療や療育に繋げた。
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談時などの機会、さらには広報紙、ケーブルテレビなどを活用し、障害の原因となる疾病について、その予防や治療方法などについて理解と周知を図ります。	保護者の不安や受容状況を把握しながら専門相談や療育など必要な情報提供を行い、疾病や障害の理解や受容が進むよう見守っている。難病や重度障害、医療的ケアが必要な児童の入園が増えており、疾病や障害に対する正しい理解とともに、安全で適切な対応ができるよう体制整備が必要である。

※ 特別支援教育コーディネーター：

校内の関係者や福祉、医療など関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となるコーディネートを担う者。

(2) 就学前療育・保育の充実

取り組み	内 容	成果と課題
障害児保育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備や指導員・保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。	新規入所(園)児童については面接時に、継続児童については、日常の保育を行う中で支援の必要性を把握し、児童の状況に応じて、保育士などの加配を行うことで集団保育・教育を実施している。また、研修会を開催し、保育士などの知識や資質の向上に努めるとともに、発達相談などへ同行し援助方法の助言を受けながら、保育・教育に生かしている。課題としては、加配職員の確保、施設の整備など安全に受け入れのできる体制を図っていくことが求められる。
療育体制の充実	療育相談や機能訓練などを有する児童発達支援センターなどの療育環境の整備に努め、児童や保護者が安心して利用できる環境を関係機関と協力しながら進めます。	市内に1か所、児童発達相談支援事業所があり、利用者は年々増加している。乳幼児健診や京都府が行うクリニック事業などの機会により、早期の療育を希望する保護者も多いが受け入れのための職員体制が課題である。
子育て家庭などへの訪問指導の推進	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師などが妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、療育相談などに応じます。	必要な児童に対して、担当保健師を中心に療育機関や訪問看護、保健所などとも連携しながら計画的・継続的に訪問指導を行っている。
障害のある親への訪問指導の充実	障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、関係各課・機関と連携し、訪問指導を充実します。	精神疾患のある親など生活や療育に支援が必要な家庭については、子ども未来課などの関係機関と情報共有し訪問指導などを行っている。

(3) 障害のある子どもの教育の充実

①特別支援教育の推進

取り組み	内 容	成果と課題
就学相談の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学指導が行えるよう、就学指導に係る専門医や教職員、児童福祉施設などの職員の参画を図りながら教育支援委員会の機能強化に努めます。	教育支援委員会において、個の発達や障害の特性に応じた適切な就学相談を行った。重度の障害・特別な支援を要する幼児・児童・生徒の就学相談などを審査するために、専門医などを委員とする専門部会を設置した。
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	幼児期から学校への円滑な接続については、地域自立支援協議会や特別支援学校、保護者との連携を強化し情報を共有し合いながらニーズに応じた体制の確立を図ります。教育や保健・医療、福祉、就労などの関係機関と協力し、障害のある児童・生徒の状態に応じた自立及び社会参加が可能となる力の育成を支援します。	乳幼児期から就学、卒後に向け、教育機関や保護者とも連携を図りながら支援を行っている。平成 29 年度から進路支援プロジェクトチームを設置し、強度行動障害のある生徒や医療的ケアを要する生徒の進路決定が円滑に進むよう取り組んでいる。子どもの発達についての悩みや生活の中で困難さのある人など、切れ目なく適切な支援に繋げていくため発達支援相談室を令和 5 年 6 月に開設した。
発達障害児支援の充実	発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、スクールサポーターの配置を継続するとともに、各校の通級指導教室間との連携をはじめ、特別支援学校や保健・医療、福祉などの関係機関との連携を強化します。	特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、スクールサポーター（介護職員）を配置した。（R5 年度 小学校 30 人 中学校 4 人）

取り組み	内 容	成果と課題
校内体制の充実	教職員の障害のある児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、教育支援委員会及び特別支援教育コーディネーターの充実を図ります。	発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育支援委員会を設置して対応した。また、体制の充実のため、専門性のある人材の育成にも取り組んだ。

②教育環境の充実

取り組み	内 容	成果と課題
教職員の専門性の向上	障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間との実践的な交流、校内研修会を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。	教職員の専門性の向上を図るため、学校間・校種間の交流を行った。
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒などに対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく適切な支援を組織的に進めることができるよう、加配職員やスクールサポーターの配置など校内体制の整備に努めます。	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して個別の支援計画による指導を行った。支援にあたるスクールサポーター（介護職員）を適切に配置した。（R5 年度 小学校 30 人 中学校 4 人）
放課後の居場所づくり	京丹後市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後こども教室推進事業など、子どもの居場所づくりに努めます。	放課後児童クラブでは、支援が必要な児童に加配を行うなどすることで放課後の居場所づくりに努めた。
障害児通所支援の実施	障害のある子どもの放課後における療育の場や預かりサービスを充実させるため、障害児通所支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。	障害のある子どもの放課後における療育の場や預かりサービスを充実させるためサービス提供体制の確保に努めた。事業所が令和 5 年度から 1 か所増えたが、希望者のニーズには応えきれていないことが課題である。

取り組み	内 容	成果と課題
自己実現を目指す生涯学習の推進	障害のある人が生きがいをもって過ごせるよう学校卒業後も生涯にわたって生涯学習を通じた生きがいづくりを地域との繋がりの中で推進できるよう努めます。	本市内の障害者手帳を所持する18歳以上の人を対象に京丹後市視覚障害・聴覚障害者交流研修会を年に各1回開催している。 研修内容について、当事者の意見などを踏まえるなど、自己実現を目指す参加者の能力を発揮できるような研修内容を検討することが課題である。

4 雇用・就労

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現するためには、就労が重要であるとの考えの下、働く意欲のある障害のある人がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、平成29年9月から本市と障害者製品販売連絡協議会の連携事業として障害のある人たちが作製した製品を販売する場として、市内の大型ショッピングセンターにおいて障害者製品常設販売所（クリエイトショップくりくり）を開設し、情報発信や工賃向上、やりがいにつながっています。さらに、経済的自立を支援するために、公共職業安定所や商工会、自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、民間企業や障害福祉サービス提供事業所などへの働きかけを行い、雇用率アップ・就業の促進に関する施策と福祉施策の組み合わせにより就労の場の拡大に努めてきました。また、公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めてきました。しかし、障害のある人の雇用の場の確保は依然として厳しい状況にあります。そのため、就労継続支援事業（A型、B型）などの就労系サービスの充実を図ることも課題となっています。

一方、一般就労したものの職場に定着できず、離職してしまう障害のある人も多い傾向にあり、就労後の定着に向けた支援を充実させていくことも必要となっています。

(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

取り組み	内 容	成果と課題
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害のある人の雇用の場の拡大を図るため、公共職業安定所や商工会など関係機関との連携を保ちながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知徹底を図ります。公共職業安定所と連携し、各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障害のある人の雇用の拡大に努めます。	毎年、障害者雇用促進リーフレットについて京丹後市商工会を介して商工会員（約 2,300 事業所）へ配布するとともに、市及び京丹後市商工会のホームページに掲載し、雇用の啓発・周知を行った。
公共機関における雇用拡大の推進	市役所などの公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。	障害者雇用の進捗を踏まえ、令和 2 年 4 月に「京丹後市障害者活躍推進計画」を策定。正規職員での障害者雇用の推進と併せて、会計年度任用職員採用における障害者枠の新設及び与謝の海支援学校の生徒の実習受け入れを行うなど障害者雇用拡大の推進に向けた取り組みを実施している。会計年度任用職員採用における障害者枠の新設により雇用職域の拡大を図った。また、障害雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任、職員駐車場に身体障害者用の駐車スペースを設けるなど働きやすい職場環境づくりに努めた。 障害者雇用率は、1.39%（令和元年 6 月 1 日時点）から 2.72%（令和 5 年 12 月 31 日時点）に上昇し、法定雇用率（2.6%）を達成している。 「京丹後市障害者活躍推進計画」の基本的な考え方を踏まえた職場づくりの取り組みを継続して実施する。

取り組み	内 容	成果と課題
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携し、就労継続支援事業など福祉的就労の場の充実を図ります。	令和 3 年 4 月に就労継続支援 B 型事業所 1 事業所が新たに整備され、一般就労が困難な人への新たな就労支援の場となっている。（R5. 4. 1 現在 就労継続支援 A 型事業所 2 事業所 就労継続支援 B 型事業所 8 事業所）

（２）総合的な支援・施策の推進

取り組み	内 容	成果と課題
障害者就労支援事業の推進	障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障害のある人の就労を総合的に支援します。障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ、障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ※（職場適応援助者）やジョブサポーター（障害のある人・企業双方のサポートを行う有償ボランティア）などの周知を図り、利用の促進を図ります。	障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談・就労相談・職場定着支援など障害のある人の就労を総合的に支援した。 ジョブコーチは、経験を重ねることが大切だが、地域からの利用者がなく支援学校卒業生のための指導となっている。 （R5 年度 こまち設置） ジョブサポーター 2 人（京都府から派遣） ジョブコーチ 3 人
障害者職場実習促進事業の推進	障害のある人の就労機会及び就労能力の向上を図るため、市役所や一般企業などで職場体験実習を行った場合、受け入れた事業所とかかわった福祉施設などに奨励金を支給します。	市役所や一般企業などで職場体験実習を行った際に、受け入れた事業所と支援した福祉施設や対象者に奨励金を支給した。 （職場実習から一般就労した者） H30 2 人 R 元 3 人 R2 4 人 R3 1 人 R4 1 人

取り組み	内 容	成果と課題
トライアル雇用※の促進	事業者に対して障害のある人を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。	毎年、障害者雇用促進リーフレットについて京丹後市商工会を介して商工会員（約2,300事業所）に配布するとともに、市及び京丹後市商工会のホームページに掲載し、障害者トライアル雇用助成金の制度及び問い合わせ窓口などの周知を行った。
広域的な就労ネットワークの形成	自立支援協議会を中心に、特別支援学校や学校、公共職業安定所、商工会、民間企業、障害福祉サービス提供事業所、行政などの関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。	自立支援協議会就労支援部会を中心に、情報交換などによる関係機関との連携体制の構築・強化を図るとともに、視察や学習会を通じて、障害者雇用の現状や課題の把握に努め、求職者や企業に対する支援や雇用啓発について検討した。また商工会を通じて、障害者雇用促進についてリーフレットを会員へ配布した。

※ ジョブコーチ：

就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場へいき、共に作業や休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする人。また、事業主や職場の従業員に対しても、障害のある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図ることを業務とする人。

※ トライアル雇用：

「トライアル雇用事業」として、平成15年より厚生労働省によって開始された事業。ハローワークが紹介する障害のある人や中高年齢者などの就職希望者を企業が短期間（原則として3ヶ月間）試行的に雇用。その間に企業と就職希望者が相互の理解を深め、その後の本採用へと移行するなど、雇用機会をつくっていく制度。

5 生活環境

障害のある人が、移動時や施設利用時における負担を軽減するため、本市では、ノンステップバスの導入や京都丹後鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化、また既存公共施設のバリアフリー化を進めています。道路や公共施設、建物、乗り物などのバリアフリー化へのニーズが高くなっており、これら公共施設や主要交通機関などのバリアフリー化を進めていくことは引き続き重要なこととなります。

本市では平成 17 年度に地域防災計画を策定し、2、3 年ごとに見直しを図る中で、防災体制の強化に取り組んでおり、地域の中でも自主防災組織については令和 5 年 8 月 1 日現在 172 地区が組織されています。さらに防災行政無線設備の全国瞬時警報システムを導入し、迅速な情報伝達体制の強化を図っています。しかし、局地的豪雨（ゲリラ豪雨）の増加や大震災により、災害をはじめとする緊急時への救援体制の整備・強化は、障害のあるなしを問わず重要となっており、特に、視覚・聴覚障害者に対する災害時の避難などの対策の充実を図ることは大きな課題となっています。また、近年、全国各地で消費者トラブルや殺傷事件なども増えており、情報提供や地域の見守り体制など、地域ぐるみによる防犯体制の強化も必要となっています。

（１）ユニバーサルデザイン※とバリアフリーのまちづくりの推進

取り組み	内 容	成果と課題
公営住宅の整備	新たに整備する公営住宅については、高齢者や障害のある人の利用を考え、住戸内部・共用部のバリアフリーを図るほか、浴室・トイレなどの安全性の向上を図ります。	御陵団地及び芋野団地の改善工事によりドアのレバーハンドル化、浴室の段差解消などを実施した。また、老朽化し最低居住面積水準を下回る周枳団地の建替に着手した。
住宅改修への支援	高齢者福祉施策などとも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。	介護保険制度による住宅改修との整合性を保ちつつ、障害のある人が住みやすい環境を整備することを目的に、改修費用の一部を給付し、費用面での負担軽減につなげた。

取り組み	内 容	成果と課題
公共施設のバリアフリー化	既存施設については、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から、障害のあるなしにかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	施設の用途や規模に応じて、バリアフリー法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）※）及び京都府福祉のまちづくり条例に準拠した施設整備を実施した。
民間施設などへの啓発	障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者などへの理解促進と施設の整備、改善を啓発していきます。	障害のある人が、安心・快適に利用できるように、事業者などへ京都府のホームページや新バリアフリー法への理解促進と施設整備の際に啓発を行うことで周知に努めた。
「整備基準適合証」取得の徹底	まちづくりに関する施設整備時に、「京都府福祉のまちづくり条例」整備基準に適合していることを証する適合証の取得を関係機関などに徹底します。	「京都府福祉のまちづくり条例」整備基準に基づき、事業を推進するように関係機関に連絡した。
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、京都丹後鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進させるとともに、引き続きノンステップバス・リフト付きバスなどの導入を事業者へ働きかけます。	京都丹後鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化や車両更新の際にはノンステップバス・リフト付きバスなどの導入を事業者へ働きかけた。
道路など交通環境の整備	障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機などの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。	歩道の拡張や段差の解消を実施しているが、多くの市道が狭く歩道の確保が難しい。視覚障害者誘導用ブロックを設置しているが、障害者のある人の意見も取り入れ効果的な場所に設置する必要がある。また、障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、道路改良を実施する際に引き続き歩道の拡張や段差解消、障害物の撤去を行う。

取り組み	内 容	成果と課題
公園施設の維持管理	都市公園の整備は平成 23 年度までに完了しており、管理は指定管理者へ委託しています。障害のある人を含め、気持ちよく利用できる施設の維持管理に努めます。	公園トイレ改修に際して腰掛便器の設置、洗浄便座及びＬ型手摺の設置などを実施した。 （実施状況） R 元 途中ヶ丘公園全トイレ R 元 総合公園屋外トイレ（一般） R5 総合公園本部棟・テニスコート 都市公園は、平成 23 年度までに整備完了していることから、全施設に現行法などに準拠したバリアフリー対応を行うことが難しい。施設の老朽化も年々進む中で、障害のある人をはじめ誰でも安全・安心に利用できるよう適切な維持管理に努める。令和 2 年度峰山途中ヶ丘公園陸上競技場のリニューアルによりスポーツ活動などの機会拡充につながった。

※ ユニバーサルデザイン：

年齢、性別や障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。

※ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）：

平成 18 年 6 月 21 日成立（法律第 91 号）、同年 12 月 20 日に施行された法律。高齢者、障害のある人等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害のある人等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めることとした法律。

(2) 防災・防犯への対応

取り組み	内 容	成果と課題
地域防災体制の強化	「京丹後市地域防災計画」の見直しを図る中で、減災への取り組みや防災体制の充実を図るとともに、原子力災害や津波災害への対策を強化します。	平成 30 年度には、「地震・津波ハザードマップ」令和 3 年度には、「洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成し、全戸配布を行った。「京丹後市地域防災計画」に基づき、障害のある人に対する救援体制の整備や福祉のまちづくりを促進するなど環境整備を図る。
災害情報伝達システムの充実	災害時にとどまらず、市民全体の保護の必要性が生じた場合など、状況に応じ、必要な情報を提供できるよう、既存システムの維持・更新、充実を図ります。	防災行政無線設備の更新を行い、市民・地域に情報を確実に伝達できるように整備を行った。防災行政無線設備の維持管理や保守、機器の更新などについて多額の費用を要することが課題である。障害のある人に配慮した情報伝達システムの整備に努める。
自主防災組織※の育成	区を単位とした地域住民による自主防災組織の整備を進めるとともに、リーダーの育成や区自主防災組織同士の連携体制づくりを支援します。	自主防災組織を支援するため、自主防災組織補助制度の継続や地域防災リーダーの育成支援のため京都府と連携する。
地域防災体制の充実	地域コミュニティ※の形成促進や「災害時要配慮者避難支援プラン」、防災マップの充実をはじめ、民生委員・児童委員や区（自主防災組織）、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織などとの連携体制づくりを進め、地域ぐるみによる防災体制の充実を図るとともに、地区防災計画の作成を支援します。	資機材購入の補助の他、水害など避難行動タイムラインの作成、防災士資格習得の支援など、自主防災組織補助制度の充実を図った。また、自治区（区）や自主防災組織を対象に、年 1 回地域防災リーダー研修会を開催した。地域防災の推進について、出前講座を市内各所で開催した。

取り組み	内 容	成果と課題
災害時要配慮者支援体制の充実	災害時の被害を最小限に抑えるため、「災害時要配慮者避難支援プラン」に基づき、「避難行動要支援者登録制度」のさらなる充実を図ります。また、緊急時でも効果的な支援活動が行えるよう、自治会（区）を中心としたネットワークの体制整備を支援します。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」の策定を支援します。	台帳の整備のために各事業所に依頼を行ったり、新たな支援者を追記したりするなど毎年見直しを行っている。今後、災害時に活用できるように検証していく。防災訓練で台帳などの活用ができているか把握・検証に努める。
防犯・悪徳商法などへの対策	「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市や市民、事業者、ボランティア団体などが連携・協力して犯罪の防止に努めるとともに、警察や防犯協会などの関係機関との連携による防犯活動を展開します。高齢者や障害のある人などをねらった悪徳商法の対策については、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図ります。	高齢者サロンや見守り活動をされる人へ出前講座を実施した。消費生活セミナーでは啓発寸劇を披露し、その模様をケーブルテレビで放映した。また、ケーブルテレビでは消費者庁作成の啓発動画を繰り返し放送し周知した。市ホームページでは、国民生活センター発行の高齢者・障害者を守るための情報を掲載している。
障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充	防災行政無線のデジタル化に伴い、聴覚障害のある人への情報伝達手段として引き続き文字放送の導入を進めます。また、障害のある人への情報伝達手段として、ファックスや携帯電話のメール機能などを活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。さらに、緊急通報システムやファックス 110 番、携帯電話などからのメール 110 番の周知を図ります。	洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域にある要配慮者利用施設に対して、迅速かつ適切に避難情報をメール・FAXで伝えることとしている。夜間でも光って見ることのできる筆談ボード 14 台配備し平常時は市民局、福祉事務所の窓口において、災害時には各町の福祉避難所において活用する。イラストを用いた避難情報の伝達も試験的に実施した。

※ 自主防災組織：

自治会（区）などを単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織。

※ 地域コミュニティ：

一定の地域に生活することによって利害関係などの面で結ばれている地域社会共同体。

6 生きがい・社会参加支援

障害のある人を対象としたスポーツや文化、生涯学習に関する教室・講座などの開催を働きかけ、障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進し、交流・余暇活動の充実を図り、地域で様々な活動に積極的に参加できるように支援し豊かな生活を送ることができるよう、生きがい・健康づくりを支援していくことは障害のあるなしに関わらず大切なことです。

また、障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、地域の行事などに参加できるよう、移動支援やコミュニケーション手段の確保の支援など、外出における支援の充実を図ることも必要です。さらに、障害特性に配慮し、多様な媒体や SNS を活用した情報提供に努める必要があります。

(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

取り組み	内 容	成果と課題
障害者の集い	障害のある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障害種別を超えた交流事業の開催など、事業内容と運営方法を検討します。	京都府が主体となり、京都府身体障害者団体連合会が行う「障害者の集い」を企画・運営し、市内の各障害者団体や事業所が参加し、障害種別を超えた親睦・交流が図られている。
障害者スポーツの促進	障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動について、ニーズを把握するとともに、活動を支援するスポーツ指導者の養成と組織化を図ります。	京丹後市視覚障害・聴覚障害者交流研修会に参加し、カローリングやユニボッチャを体験した。また、令和5年度は、パラカヌーサポーター養成講習会やパラアスリートなどを招聘し、パラスポーツ体験会を開催した。

取り組み	内 容	成果と課題
社会体育施設の整備	障害のある人をはじめ、だれでも利用しやすいよう、社会体育施設の適切な維持管理に努めます。	全体的に築年数が高く、老朽・破損などの課題に対し適宜修繕など対応している。修繕は予算の範囲内で優先順位をつけ対応している。
文化・芸術活動への支援	障害のある人が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設などへの入館料などの負担軽減に努めるとともに、文化・芸術活動への参加促進に向けた事業内容を検討します。	平成 30 年度から令和 4 年度まで入館料を全額免除していた。令和 5 年度以降は、市の減免基準により、半額免除としている。
生涯学習の促進	障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすいよう、図書館や公民館、資料館などの社会教育施設の充実及びこれら施設を活用した生涯学習計画の策定を検討します。	京丹後市視覚障害・聴覚障害者交流研修会の中で、丹後の歴史や自然を知ることや、文化を体験してもらったりして、生涯学習の推進に努めた。
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取り組みや社会福祉法人などのふれあいイベントなどの企画を支援します。	コロナ禍もあったが、社会福祉法人が主体となり、地域住民と協働しながら「ふれあいフェスタ」「仲間の手しごと展」などのイベントを開催し、地域に暮らす幅広い市民との交流機会を持ち続けることができた。
障害者教育事業の推進 (再掲)	地域住民に障害のある人に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	京都府視覚・聴覚指導者研修会に参加した。障害のある人の社会参加を推進するためには、多くの指導者やボランティアの確保が課題である。

(2) 社会参加を促す支援の充実（移動、コミュニケーション、情報取得）

取り組み	内 容	成果と課題
移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業として実施します。	屋外での移動が困難な障害のある人の外出支援のため、移動支援事業を実施することで障害のある人の社会参加などを促進した。
福祉タクシー利用券または福祉ガソリン利用券の交付	外出困難な在宅の障害のある人に対して、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」または自家用車などのガソリン費用の一部を助成する「福祉ガソリン利用券」のいずれかを交付します。	制度に基づき、タクシーの利用料金またはガソリン代金の一部を助成することにより、外出が困難な障害のある人の外出を支援することができた。また、新たに福祉有償サービス事業所でもタクシー利用券が利用できるようになったが、事業を継続するためには、運転者や車両の更新についても検討が必要である。
じん臓機能障害者通院交通費助成	血液透析療法を行うため、頻繁に通院する必要がある障害のある人に対して、経済的負担の軽減を図るため、通院時における公共交通機関などの利用料金を助成します。	制度に基づき実施し、交通費の一部を助成することにより、負担軽減を図った。
外出支援マップの作成	障害のある人が安心して外出できるよう、障害のある人に配慮された施設や道路などの情報を掲載したマップなど商業や観光事業と協働した作成を検討します。	外出支援マップの作成について検討を行い、市内の企業へ合理的配慮のチラシ配布などを行うことで啓発・周知を行うこととする。
コミュニケーション支援事業の実施	聴覚・言語機能障害のある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「手話通訳者の設置」などを、地域生活支援事業における意思疎通支援事業として実施します。	手話通訳者及び要約筆記者の人材不足が課題である。通訳者になるには、遠方での講座の受講が必要なため、市内で奉仕員養成講座を受講しても次に繋がらないことが多い。

取り組み	内 容	成果と課題
障害者教育事業の推進（再掲）	地域住民に障害のある人に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	京都府視覚・聴覚指導者研修会に参加した。障害のある人の社会参加を推進するためには、多くの指導者やボランティアの確保が課題である。
障害の種類に応じた広報の充実	ボランティアや関係団体・機関との連携を図り、広報紙などの刊行物の拡大版発行や音声化などの導入・検討を進めます。	視覚障害者など文字情報を得ることが困難な人の社会参加・自立支援のため市や関係団体などが実施する各種事業や行政サービスに関する情報を掲載している広報誌の音声版を製作し、希望者へ送付した。

第2節 計画の基本目標

第2次京丹後市総合計画をはじめ、アンケート調査などの結果及び第3次計画の成果と課題を踏まえ、本計画の基本理念である「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」の実現に向け、次の5つを基本目標としてかけます。

1 共生社会の実現に向けた環境づくり

障害のあるなしに関係なく共に暮らす「共生社会」を実現していくには、その前提条件として相互の人格と個性を尊重し支え合う社会を構築していく必要があります。そのため、市民への広報啓発をはじめ、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるもので、障害をだれもが自分のこととして、障害のある人の暮らしにくさを身近に捉えることができるよう、地域での交流機会を充実させる取り組みを行うことで障害者理解を深め、また外出時の移動支援やコミュニケーション支援などを充実させることで障害のある人の社会参加を促進するための支援を推進します。

また、障害のある人の自立及び社会参加の支援のために、障害受容への支援も含めた障害の早期発見・早期支援への体制づくり、さらに乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすための一貫した支援・教育を、一人ひとりの障害特性やニーズに応じて実施できるよう環境整備に努め、障害のあるなしに関係なく共に地域社会の一員として暮らせるよう、基盤づくりを進めます。

【関連する施策の基本方向】

■ 広報・啓発活動

■ 療育・教育

■ 生きがい・社会参加支援

2 福祉サービスの充実

障害のある人が地域で暮らし続けるには、障害のある人の地域生活を支える福祉サービスは重要なものとなります。そのため、特に、意思決定支援に配慮しつつ、障害のある人の日中活動の場の確保や移動支援・コミュニケーション支援の拡充、身近に医療が受けられ

る体制づくりなど、ニーズの高いサービスの充実に取り組みます。また、障害のある人が、地域の一人として安心して暮らし続けるには、当事者のみならず介助する家族へのケアも重要となります。そのため身近な相談体制を充実させるとともに、親亡き後の生活の場としてグループホームなどの居住系サービスやホームヘルパーの人材を確保することなど訪問系サービスの充実についても、短期的・中長期的な観点から検討していきます。

【関連する施策の基本方向】

■ 生活支援

3 生活環境の整備充実

障害のある人の生活環境を充実させるため、住まいや道路・公共交通機関・公共施設などのバリアフリー化も推進していきます。

一方、東日本大震災を契機に、災害への体制については市民全般にわたって関心が高まっていることから、障害特性に対応した避難支援などの充実を図るため、福祉や防災などの地域の関係者が連携・協力し、災害時要配慮者支援対策の充実や障害のある人への支援や介助について検討します。また、防犯面や交通安全面についても引き続き周知・啓発を図るとともに、地域ぐるみによる日常的な声かけ・見守り体制を構築していく中で、障害のある人が安心して暮らせる地域づくり・生活環境づくりを進めていきます。

【関連する施策の基本方向】

■ 生活環境

4 障害者雇用の促進

就労は生計の維持だけでなく、日中活動の場や社会参加を果たす場としても重要なものとなります。そのため、関係機関や障害福祉サービス提供事業所と連携し、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充について取り組みを進めていきます。また、年金や諸手当などの各種の支援制度を運用し、経済的自立を支援します。さらに、一般就労が難しい障害のある人への対策として、福祉的就労の場の確保や大切な収入源である工賃アップについても障害福祉サービス提供事業所と連携し取り組みを支援します。

【関連する施策の基本方向】

■ 雇用・就労

5 スポーツ、文化、社会参加などの活動の推進

すべての障害のある人が、芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活と社会を豊かにするとともに障害者理解と認識を深め、地域の中で生きがいを持って暮らしていくために、スポーツ・文化・芸術・生涯学習・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力の増強や健康づくり、交流、余暇の充実を図ります。また、スポーツ・文化活動は、障害のある人の生活の質を高めるものとして様々な効果が期待できるため、自治会（区）や当事者団体、ボランティア、NPO、さらには公民館や運動公園などの社会教育施設・社会体育施設などとも連携し、障害のある人のスポーツ・文化活動の振興を図ります。同時に、障害のある人が積極的にスポーツ・文化活動などに取り組めるよう、課題でもある公共交通などの移動手段やコミュニケーション手段を確保できるよう支援していきます。スポーツ・文化活動などを促進することで、生きがい・健康づくりの場を充実させていくことが必要であり、また必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害のある人に配慮した情報通信機器・サービスなどの提供の促進や障害のある人が利用しやすい様々な取り組みを通じて情報アクセシビリティの向上を促進します。

【関連する施策の基本方向】

■ 生きがい・社会参加支援

第1章 計画の基本方向と取り組み

第1節 施策の体系

基本理念：「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」

計画の基本目標

- 1 共生社会の実現に向けた環境づくり
- 2 福祉サービスの充実
- 3 生活環境の整備充実
- 4 障害者雇用の促進
- 5 スポーツ、文化、社会参加などの活動の推進

施策の基本方向

1 広報・啓発活動

2 生活支援

3 療育・教育

4 雇用・就労

5 生活環境

6 生きがい・社会参加支援

施策の取り組み

- 広報・啓発活動の充実
- 福祉教育の推進
- 交流活動の促進

- 障害福祉サービスなどの充実
- 健康・医療体制の充実
- 権利擁護の推進
- 地域福祉活動の推進

- 障害の早期発見・対応
- 就学前療育・保育の充実
- 障害のある子どもの教育の充実

- 障害のある人の雇用の場の拡大
- 総合的な支援・施策の推進

- ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進
- 防災・防犯への対応

- 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 社会参加を促す支援の充実
(移動、コミュニケーション、情報取得)

第2節 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動の充実

市民に対し、障害に関する理解を促進するため、「障害者差別解消法」の基本方針のもと障害のあるなしに関係なく、お互いの人格と個性を認め合い尊重し、だれもが障害による様々な環境の不便さを自分のこととして意識できるよう「広報京丹後」や「京丹後市 暮らしの便利帳」などの冊子媒体や「障害者週間」などの機会を活用した広報・啓発を行います。障害者製品常設販売所（クリエイトショップくりくり）を通じ、障害のある人の才能の創造の場と機会の提供を支援することで地域社会の障害者理解の促進に努めます。また、近年、障害についてはその種類や抱える問題、治療方法など多様化・複雑化しているため、これらの状況に応じた広報媒体の充実に努めます。

取り組み	内 容	方向性
広報紙・パンフレット・ホームページなどの活用	「広報京丹後」や「広報京丹後おしらせ版」、「京丹後市 暮らしの便利帳」、子育て応援ハンドブック「キッズナビ」、各種パンフレット、市のホームページ、フェイスブックなどの広報媒体を活用し、関係部署と連携し、障害や障害のある人について市民の理解と啓発を計画的に実施します。	継続
マスメディアを活用した啓発	ケーブルテレビの自主放送枠などを活用し、障害に関する諸問題について啓発を行います。	継続
多様化する障害に関する啓発の推進	自立支援協議会と連携し、発達障害や精神障害を含めた障害への理解、障害のある人への支援のあり方について、民生委員・児童委員や地域住民に対して講座を開催し、啓発に努めます。	継続
「障害者週間」などを中心とした広報・啓発	「障害者週間」などの期間において、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所と連携し、啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活動などを展開します。 障害者事業所製品販売連絡協議会を通じ、障害のある人の才能の創造の場と機会の提供を支援することで地域社会の理解の促進に努めます。	継続
障害者関係団体による啓発活動の促進	障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。	継続

取り組み	内 容	方向性
心のバリアフリー運動の実施	障害者差別解消法の基本方針に基づき、学校や企業、事業所などが障害のある人の状況にあった合理的配慮やサポートのできる意識が広がるよう、障害者理解の啓発に努めます。	継続

2 福祉教育の推進

各学校で実施されている福祉体験学習や体験活動などを通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、多くの市民が障害のある人の問題や人権などについて学べるよう、学習機会の提供を図ります。

取り組み	内 容	方向性
学校における福祉教育の推進	学校における福祉体験学習や体験活動などをカリキュラムの中に適切に位置づけ、障害のある人との交流機会を通してお互いの心が通い合う環境づくりに努めます。	継続
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会などの定期的な開催を図ります。	継続
障害に関する学習活動の推進	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障害に関する理解を深めるための学習活動の推進を図るとともに、学習活動から障害のある人と一般市民との協働による実践活動につながる仕組みを検討します。	継続
福祉教育活動への支援	社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉教育活動への支援をします。	継続

3 交流活動の促進

当事者団体や京丹後市社会福祉協議会、障害福祉サービス提供事業所、学校、自治会(区)など、多様な団体・機関と連携し、障害のある人と地域住民とがお互いに交流できる機会の拡充に努めます。また、学校などにおける交流活動の充実を図ります。

取り組み	内 容	方向性
障害者教育事業の推進	地域住民に障害のある人に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	継続
学校における交流活動の推進	福祉関係機関・団体との連携を強化し、人権学習・福祉体験学習の中で、特別支援学校の児童・生徒との交流や施設訪問を通じた障害のある人との交流機会の充実を図ります。	継続
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に日常的な取り組みや社会福祉法人などのイベントなどの企画を支援します。	継続

第3節 生活支援

1 障害福祉サービスなどの充実

各種サービス提供事業所などと連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業など、障害福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、生活安定のための経済的支援や各種負担の軽減策などを行い、経済的自立を支援することで障害のある人の地域生活や在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

近年、外見からはわかりづらい障害であるがために生きづらさや働きづらさを抱える精神障害や発達障害のある人が、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療や障害福祉・介護、就労、教育などの包括的な相談支援体制の構築が求められています。大きな課題であるホームヘルパーなどの人材不足の解消に向けて、京都府や近隣の市町や障害福祉サービス提供事業所と情報交換の場を持ちながら課題の解消について検討をしていくとともに、国の動向を十分把握したうえで、新たなサービスの仕組み及び基盤整備・確保に努めます。

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内 容	方向性
障害者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援専門員の資質向上や本市における相談支援体制の強化を図ります。また、自立支援協議会や相談支援事業所連携会議などと協議しながら、ケアマネジメントシステムの構築と基幹相談支援センターの設置を検討します。	継続
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」などの必須事業に加え、その他事業として「相談支援事業」「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」などを実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	継続

取り組み	内 容	方向性
介護給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「施設入所支援」などの各サービスの提供を進めます。	継続
訓練等給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」などの各サービスの提供と新設されるサービスの基盤整備を進めます。	継続
補装具事業の実施	障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活を過ごしやすくするため、補装具の給付を行います。	継続
自立支援医療の給付	身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。18歳未満の子どもの子育て医療や療養介護医療費を支給します。	継続
ホームヘルパーの確保	重度障害のある人への対応など、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの確保に向けた取り組みを推進します。	継続
精神障害者への地域生活支援	精神障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう保健・医療や障害福祉・介護、就労、教育など包括的なケア体制の構築ができるよう京都府と連携し、協議を進めます。	継続
発達障害者への支援体制の整備	発達障害の早期発見により各専門分野の支援が円滑に実施できるよう保健・医療や福祉、就労、教育などの関係機関の連携体制を明確化し、地域で安心して暮らせるよう切れ目ない支援体制の構築を進めます。	継続
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーをはじめとする障害のある人の家族支援について、相談や障害福祉サービスなどに関する情報提供を実施して必要な支援につなぎます。	新規

(2) その他の福祉サービスなどの推進

取り組み	内 容	方向性
各種障害者手当などの支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」などの各種手当を支給します。	継続
難病患者に対するサービスの実施	在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付などを行う在宅難病患者福祉事業を推進します。	継続
介護保険制度との連携によるサービス提供	65 歳以上の障害のある人が、その人の障害特性や生活状況にあった各種サービスの提供により、可能な限り在宅での生活や地域での生活を送ることができるよう、介護保険制度と障害福祉サービスを組み合わせながらサービスの充実を図ります。	継続

2 健康・医療体制の充実

障害のある人ができる限り身近な地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、適切な医療・リハビリテーションについて、医療機関や京都府との連携を強化し、身近な地域における医療機関及び在宅における医療提供体制、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市による保健サービスなどの充実・連携を促進します。

さらに医療的ケアの必要な児童が地域で安心した日常生活が送れるよう、保健・医療や福祉、保育、教育などの各関連分野の機関が連携し、京都府と協働しながら支援体制の構築を進めます。

取り組み	内 容	方向性
自立支援医療の給付 (再掲)	身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。18歳未満の子どもの育成医療や療養介護医療費を支給します。	継続
公的医療制度の充実	重度心身障害のある人に対する医療補助など、障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。	継続
医療的ケア児童の 支援体制の構築	医療圏域で京都府と協働しながら医療的ケアの必要な児童の支援体制の協議を進めます。	継続
介護保険制度との連 携による医療的ケア の提供	要介護認定を受けた障害のある人に対して、介護保険制度の訪問看護など必要な医療的ケアを提供します。	継続
地域医療対策事業の 推進	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活するための医療環境や救急診療体制を確保するための支援を行います。	継続
市立病院の運営維持	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活するための医療環境を確保するため、市立病院経営強化プランを踏まえ、市立病院の運営を維持・充実します。	継続
医療の確保	市の医療の充実に必要な医師と看護師の養成及び体制確保を図るため、市立病院などの地域医療機関において医師及び看護師の業務に従事しようとする者に対して奨学金などの支援を行います。	継続

取り組み	内 容	方向性
障害のある人の健康づくり	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、出前講座による健康教育をはじめ、栄養相談・健康相談の実施や健診結果に沿った保健指導を実施します。	継続
こころの健康づくり	「第3次京丹後市健康増進計画」に基づき、こころの健康づくりを推進します。子どもから高齢者までを対象にした専門機関や専門家によるこころのケアに関する相談事業を充実し、関係機関との連携を図ります。また、こころの健康、うつ予防についての健康教育を実施し、地域で見守り、関係機関に相談をつなぐ体制を強化します。	継続
総合検診の実施	対象年齢に達した市民が、健康診査及び各種がん検診が同時に受診できるよう、総合検診として実施します。	継続

3 権利擁護の推進

京丹後市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期把握に努めます。また、平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、地域全体で支え合う仕組みづくりの構築が必要となっています。権利擁護に関する相談窓口や普及啓発活動、権利擁護人材の確保・育成などの検討を進め、令和3年4月からその中核機関となる「成年後見サポートセンター」を設置しました。

さらに、「障害者虐待防止法」を踏まえ、障害のある人に対する虐待の防止・支援体制を整備し、関係機関との連携強化を図ります。

取り組み	内 容	方向性
福祉サービス利用 援助事業（地域福祉権利擁護事業） の推進	知的障害や精神障害のある人など判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。	継続

取り組み	内 容	方向性
成年後見制度の利用促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者の担当課と連携します。	継続
障害者虐待防止センターの機能強化	障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談などを行う障害者虐待防止センターの周知・啓発に努め、関係機関と連携を強化し、虐待事案について早期対応・解決に取り組めます。虐待を行った側と虐待を受けた側、両者を適切に支援する体制を検討します。	継続
虐待防止に向けた連携協力体制の構築	障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議や自立支援協議会などと連携し、地域における関係機関などとの支援体制が継続できるよう研修会や事例検討会を実施します。	継続

4 地域福祉活動の推進

障害のある人が地域の中で孤立することなく、共に生活できるよう、京丹後市社会福祉協議会と連携し、当事者団体や住民自治組織、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティアなどが行う、見守り活動やサロン活動、交流活動などの地域福祉活動の促進を図ります。

取り組み	内 容	方向性
地域福祉活動への支援	「第4次京丹後市地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会などと連携しながら、自治会（区）や民生委員・児童委員、NPO、市民グループなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。	継続
小地域福祉活動の推進	社会福祉協議会と連携し、サロン活動や見守り活動、住民懇談会などの交流活動など、障害のある人をはじめ、地域の中で見守りや助け合いが必要な人に対する支援活動を推進します。	継続

取り組み	内 容	方向性
ボランティアの育成	社会福祉協議会や関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、幼少期からのボランティア体験を推進します。	継続
ボランティア活動への支援	社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティア活動に関する情報を積極的に発信し、地域で支え合える拠点を実施していきます。	継続
障害者団体活動支援事業	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障害のある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。	充実

第4節 療育・教育

1 障害の早期発見・対応

障害の原因となる疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、疾病や障害に関する周知をはじめ、総合検診及び乳幼児健診の実施や、医療機関との連携を強化し、適切な支援が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。また、「第2期京丹後市子ども・子育て支援事業計画」とも連携し、発達に課題のある子どもの早期発見・支援が図れる環境を整備していきます。

取り組み	内 容	方向性
乳幼児健診の実施	乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、1 か月、4 か月、10 か月、1 歳 8 か月、2 歳 6 か月、3 歳児に健診を実施します。	継続
相談・指導体制の充実	健康相談や訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、療育相談、こころの健康相談などの各種事業と医療機関や専門機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者などの障害受容の促進に資する支援が行えるよう内容の充実を図ります。	継続

取り組み	内 容	方向性
すくすく年中児発達 サポート事業の推進	全保育所・認定こども園の年中児を対象に、集団の場が 苦手な子どもや発達に課題のある子どもを早期に発見 し、保護者の障害受容の促進やその子の困り感を減らし、 発達を促す支援を行います。	継続
早期発見・早期療育 による発達支援体制 の構築	障害の発見から適切な治療や療育、教育支援、就労へと 一貫した支援に結び付くよう、障害のある人の状態や治 療歴などの履歴が記入された発達支援ファイルの効果的 な活用を図り、発達障害の早期発見・早期療育につなげ、 各専門分野の支援が円滑に実施できるよう保健・医療や 保育、療育、教育、福祉などの関係機関の連携体制を具 体化し、さらに京都府との連携体制を強化し、各ライフ ステージの現場において障害特性に合った切れ目ない支 援体制の構築を進めます。	継続
疾病に対する理解の 促進	各種健診や教室、相談などの機会、さらには広報紙やケ ーブルテレビなどを活用し、障害の原因となる疾病につ いて、その予防や治療方法などについて理解と周知を図 ります。	継続

2 就学前療育・保育の充実

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、教育や保健・医療、福祉、就労などの関係機関と連携し、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるように体制の充実を図ります。

一方、障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための情報提供や訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討します。

取り組み	内 容	方向性
障害児保育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備や指導員、保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。	継続
療育体制の充実	療育相談や機能訓練などを有する児童発達支援センターなどの療育環境の整備に努め、児童や保護者が安心して利用できる環境を関係機関と協力しながら進めます。	継続
子育て家庭などへの訪問指導の推進	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師などが妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、療育相談などに応じます。	継続
障害のある親への訪問指導の充実	障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、関係各課・機関と連携し、訪問指導を充実します。	継続

3 障害のある子どもの教育の充実

障害のある子どもに対して早期に障害特性や状況を把握し、発達段階に応じたきめ細やかな教育支援が行えるよう、教育や保健・医療、福祉、就労などの関係機関との連携を深め、青年期の就労を見通し、卒業後も含めた一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生をおくることができるよう、個別の指導計画や教

育支援計画の活用を通じて就学指導のさらなる充実に努めます。また、障害のある子どもにとって最適な教育が受けられる環境について保護者の意見を踏まえ検討するとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点なども踏まえ、教職員の専門性の向上や加配教員の配置、学校施設のバリアフリー化など、教育環境の充実に努めます。

さらに、学校教育と障害福祉の枠に留まらず、生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむための施策を推進し、「共生社会」の実現を目指します。

（１）特別支援教育の推進

取り組み	内 容	方向性
就学相談の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学指導が行えるよう、就学指導に係る専門医や教職員、児童福祉施設などの職員の参画を図りながら教育支援委員会の機能強化に努めます。	継続
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	幼児期から学校への円滑な接続については、地域自立支援協議会や特別支援学校、保護者との連携を強化し情報を共有し合いながらニーズに応じた体制の確立を図ります。教育や保健・医療、福祉、就労などの関係機関と協力し、障害のある児童・生徒の状態に応じた自立及び社会参加が可能となる力の育成を支援します。	継続
発達障害児支援の充実	発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、スクールサポーターの配置を継続するとともに、各校の通級指導教室間との連携をはじめ、特別支援学校や保健・医療、福祉などの関係機関との連携を強化します。	継続
校内体制の充実	教職員の障害のある児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、教育支援委員会及び特別支援教育コーディネーターの充実を図ります。	継続

(2) 教育環境の充実

取り組み	内 容	方向性
教職員の専門性の向上	障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間との実践的な交流、校内研修会を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。	継続
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒などに対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく適切な支援を組織的に進めることができるよう、加配職員やスクールサポーターの配置など校内体制の整備に努めます。	継続
放課後の居場所づくり	京丹後市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後こども教室推進事業など、子どもの居場所づくりに努めます。	継続
障害児通所支援の実施	障害のある子どもの放課後における療育の場や預かりサービスを充実させるため、障害児通所支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。	継続
自己実現を目指す生涯学習の推進	障害のある人が生きがいをもって過ごせるよう学校卒業後も生涯にわたって生涯学習を通じた生きがいづくりを地域との繋がりの中で推進できるよう努めます。	継続

第5節 雇用・就労

1 障害のある人の雇用の場の拡大

公共職業安定所や商工会、自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、民間企業やサービス提供事業所などへの働きかけを行い、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。また、公共機関における職場実習や雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

取り組み	内 容	方向性
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害のある人の雇用の場の拡大を図るため、公共職業安定所や商工会など関係機関との連携を保ちながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知徹底を図ります。公共職業安定所と連携し、各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障害のある人の雇用の拡大に努めます。	継続
公共機関における雇用拡大の推進	市役所などの公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。	継続
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携し、就労継続支援事業など福祉的就労の場の充実を図ります。	継続

2 総合的な支援・施策の推進

障害のある人の就労機会の拡大を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、公共職業安定所や民間企業、自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

取り組み	内 容	方向性
障害者就労支援事業の推進	障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障害のある人の就労を総合的に支援します。障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ、障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）やジョブサポーター（障害のある人・企業双方のサポートを行う有償ボランティア）などの周知を図り、利用の促進を図ります。	継続
障害者職場実習促進事業の推進	障害のある人の就労機会及び就労能力の向上を図るため、市役所や一般企業などで職場体験実習を行った場合、受け入れた事業所とかかわった福祉施設などに奨励金を支給します。	継続

取り組み	内 容	方向性
トライアル雇用の促進	事業者に対して障害のある人を一定期間試用雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。	継続
広域的な就労ネットワークの形成	自立支援協議会を中心に、特別支援学校や学校、公共職業安定所、商工会、民間企業、障害福祉サービス提供事業所、行政などの関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。	継続

第6節 生活環境

1 ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進

障害のある人が地域の中で暮らすにあたって、住まいをはじめ、外出時に不便なく移動や公共施設などが利用できるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、民間企業や関係機関と連携し、計画的にバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人が利用しやすいよう、社会的障壁を最初からなくしていくユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

取り組み	内 容	方向性
公営住宅の整備	新たに整備する公営住宅については、高齢者や障害のある人の利用を考え、住戸内部・共用部のバリアフリーを図るほか、浴室・トイレなどの安全性の向上を図ります。	継続
住宅改修への支援	高齢者福祉施策などとも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。	継続
公共施設のバリアフリー化	既存施設については、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から、障害のあるなしにかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	継続
民間施設などへの啓発	障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者などへの理解促進と施設の整備、改善を啓発していきます。	継続
「整備基準適合証」取得の徹底	まちづくりに関する施設整備時に、「京都府福祉のまちづくり条例」整備基準に適合していることを証する適合証の取得を関係機関などに徹底します。	継続
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、京都丹後鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進させるとともに、引き続きノンステップバス・リフト付きバスなどの導入を事業者に働きかけます。	継続

取り組み	内 容	方向性
道路など交通環境の整備	障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機などの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。	継続
公園施設の維持管理	都市公園の整備は平成 23 年度までに完了しており、管理は指定管理者へ委託しています。障害のある人を含め、気持ちよく利用できる施設の維持管理に努めます。	継続
社会体育施設の整備	障害のある人をはじめ、だれでも利用しやすいよう、社会体育施設の適切な維持管理に努めます。	充実

2 防災・防犯への対応

防災関係機関と連携することで、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害などの緊急事態発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所の確保に努めます。また、障害のある人をはじめ、市民が犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

取り組み	内 容	方向性
防災・減災の推進	「京丹後市地域防災計画」の見直しを図る中で、防災・減災への取り組みを推進するとともに、防災体制の充実を図ります。	継続
災害情報伝達システムの充実	災害時にとどまらず、市民全体の保護の必要性が生じた場合など、状況に応じ、必要な情報を提供できるよう、既存システムの維持・更新、充実を図ります。	継続

取り組み	内 容	方向性
自主防災組織の育成	区を単位とした地域住民による自主防災組織の整備を進めるとともに、リーダーの育成や区自主防災組織同士の連携体制づくりを支援します。	継続
地域防災体制の充実	地域コミュニティの形成促進や「災害時要配慮者避難支援プラン」、「福祉避難所」、ハザードマップの更新・充実を図り、民生委員・児童委員や区（自主防災組織）、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織などとの連携体制づくりを進め、地域ぐるみによる防災体制の充実を図るとともに、地区防災計画の作成を支援します。	継続
災害時要配慮者支援体制の充実	災害時の被害を最小限に抑えるため、「災害時要配慮者避難支援プラン」に基づき、「避難行動要支援者登録制度」のさらなる充実を図ります。また、緊急時でも効果的な支援活動が行えるよう、自治会（区）を中心としたネットワークの体制整備を支援します。 また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」に基づく避難訓練を促進します。	継続
防犯・悪徳商法などへの対策	「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市や市民、事業者、ボランティア団体などが連携・協力して犯罪の防止に努めるとともに、警察や防犯協会などの関係機関との連携による防犯活動を展開します。高齢者や障害のある人などをねらった悪徳商法の対策については、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図ります。	継続
障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充	防災行政無線のデジタル化に伴い、聴覚障害者への情報伝達手段として引き続き文字放送の導入を進めます。また、障害のある人への情報伝達手段として、ファックスや携帯電話のメール機能などを活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。さらに、緊急通報システムやファックス 110 番、携帯電話などからのメール 110 番の周知を図ります。	継続

第7節 生きがい・社会参加支援

1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

関係機関と連携し、障害のある人を対象としたスポーツや文化、生涯学習に関する教室・講座などの開催を働きかけ、障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進し、地域の中で潤い、豊かな生活を送ることができるよう、生きがい・健康づくりを支援します。

取り組み	内 容	方向性
障害者の集い	障害のある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障害種別を超えた交流事業の開催など、事業内容と運営方法を検討します。	継続
障害者スポーツの促進	障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動について、ニーズを把握するとともに、活動を支援するスポーツ指導者の養成と組織化を図ります。	継続
文化・芸術活動への支援	障害のある人が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設などへの入館料などの負担軽減に努めるとともに、文化・芸術活動への参加促進に向けた事業内容を検討します。	継続
生涯学習の促進	障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすいよう、図書館や公民館、資料館などの社会教育施設の充実及びこれら施設の活用に努めます。	継続
交流の場づくり (再掲)	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取り組みやイベントなどの企画を支援します。	継続
障害者教育事業の推進 (再掲)	地域住民に障害のある人に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	継続

取り組み	内 容	方向性
読書バリアフリー※ の推進	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 (読書バリアフリー法)に基づき、障害の特性に応じた 読書環境の整備に努めます。	新規

2 社会参加を促す支援の充実（移動、コミュニケーション、情報取得）

障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援やコミュニケーション手段の確保の支援など、外出における支援の充実を図ります。さらに、障害特性に配慮し、多様な媒体や SNS を活用した情報提供に努め、障害特性に合った情報のアクセシビリティを進めます。

取り組み	内 容	方向性
移動支援事業 の実施	屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業として実施します。さらに、公共交通機関を含めた移動のための手段の確保について検討します。	充実
福祉タクシー 利用券または 福祉ガソリン 利用券の交付	外出困難な在宅の障害のある人に対して、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」または自家用車などのガソリン費用の一部を助成する「福祉ガソリン利用券」のいずれかを交付します。	継続
じん臓機能障 害者通院交通 費助成	血液透析療法を行うため、頻繁に通院する必要がある障害のある人に対して、経済的負担の軽減を図るため、通院時における公共交通機関などの利用料金を助成します。	継続
コミュニケー ション支援事 業の実施	聴覚・言語機能障害のある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「手話通訳者の設置」などを、意思疎通支援事業として実施します。	継続
障害者教育事 業の推進（再 掲）	地域住民に障害のある人に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	継続

取り組み	内 容	方向性
障害の種類に応じた広報の充実	ボランティアや関係団体・機関との連携を図り、広報紙などの刊行物の拡大版発行や音声化などの導入を引き続き進めます。	継続
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害のある人に配慮した情報通信などの普及、意思疎通支援の人材育成やサービス利用の促進を進め、必要な情報に円滑にアクセスできるよう支援します。	新規

※ **読書バリアフリー法**：

令和元年 6 月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）